

# 第2期時津町子ども・子育て支援事業計画

(時津町次世代育成支援対策推進地域行動計画、時津町子どもの貧困対策計画、時津町母子保健計画)

令和2（2020）年度～令和6（2024）年度

令和2年3月

時津町



# 目次

第1章 計画策定にあたって.....	1
1 策定の趣旨 .....	3
2 計画の位置づけと期間 .....	3
(1) 計画の位置づけ .....	3
(2) 持続可能な開発目標（SDGs）への配慮.....	3
(3) 計画の期間 .....	4
3 計画の策定方法.....	4
(1) 時津町子ども・子育て会議による計画内容の協議 .....	4
(2) アンケート調査及びパブリックコメントの実施 .....	4
4 進行管理.....	5
(1) 進行管理・評価 .....	5
(2) 関係機関等との連携.....	5
(3) 国・県との連携.....	5
第2章 計画の背景と本町の現状.....	7
1 国の少子化対策.....	9
2 子ども・子育てと取り巻く本町の現状.....	12
(1) 総人口と年齢3区分別人口.....	12
(2) 社会増減の推移 .....	13
(3) 出生数と合計特殊出生率の推移 .....	13
(4) 子育て期の女性の就業率の推移 .....	14
(5) 総人口と児童人口の推計 .....	15
3 アンケート調査からみる子育ての状況 .....	17
(1) 調査の実施概要 .....	17
(2) 主な調査結果 .....	18
(3) 調査結果のまとめ.....	26
4 町内の主な教育・保育施設等 .....	27
第3章 計画の基本的な考え方 .....	29
1 計画の理念・方針 .....	31
2 計画の基本的考え方.....	32
3 事業計画の体系.....	33
4 教育・保育提供区域.....	34

第4章 事業計画 .....	35
1 幼児期における教育・保育 .....	37
(1) 年度ごとの量の見込みと確保の方策 .....	37
2 地域子ども・子育て支援事業 .....	41
(1) 利用者支援事業 .....	41
(2) 地域子育て支援拠点事業 .....	42
(3) 妊婦健康診査 .....	43
(4) 乳児家庭全戸訪問事業 .....	44
(5) 養育支援訪問事業、子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業 .....	45
(6) 子育て短期支援事業 .....	46
(7) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業） .....	47
(8) 一時預かり事業 .....	48
(9) 延長保育事業 .....	49
(10) 病児保育事業 .....	50
(11) 放課後児童健全育成事業（学童保育所） .....	51
(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業 .....	52
(13) 多様な事業者の参入促進・能力活用事業 .....	52
3 幼児期の教育・保育の一体的な提供及び推進体制の確保 .....	53
(1) 認定こども園の普及 .....	53
(2) 幼稚園教諭・保育士の資質向上の支援 .....	53
(3) 教育・保育事業相互の連携及び幼保小の連携 .....	54
4 母子保健事業 .....	55
5 ひとり親家庭の自立支援 .....	58
6 障害のある子どもなど特別な支援が必要な子どもの支援 .....	59
7 職業生活と家庭生活の両立が可能な環境整備 .....	60
8 子どもの虐待防止と貧困対策の推進 .....	61
資料編 .....	61
1 計画策定組織 .....	64
(1) 時津町子ども・子育て会議 .....	64
2 計画の策定経過 .....	67

---

# 第1章

## 計画策定にあたって

---



## 1 策定の趣旨

本町では、子ども・子育て施策の総合的な計画として、平成22年に「時津町次世代はぐくみプラン（時津町次世代育成支援対策推進地域行動計画 後期計画）」、平成27年には子ども・子育て支援法に基づく「第1期時津町子ども・子育て支援事業計画」を策定し、子どもの成長と子育て支援に向けた各種の施策を実施してきました。

今回策定した「第2期時津町子ども・子育て支援事業計画」は、第1期計画策定後の法制度の改正、ニッポン一億総活躍プラン、子育て安心プラン、女性の就業率の上昇を目標とした国の施策を反映しながら、子どもが健やかに成長することができる社会の実現に寄与するよう、第1期計画を継承した新たな計画になっています。

## 2 計画の位置づけと期間

### （1）計画の位置づけ

本計画は、子ども・子育て支援法第61条に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画、次世代育成支援対策推進法第8条に基づく市町村行動計画、子どもの貧困対策の推進に関する法律第9条に基づく市町村計画及び「母子保健計画について」（平成26年6月17日雇児発第0617第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）に基づく市町村母子保健計画を包含した計画として位置づけます。

また、町の最上位計画である「第5次時津町総合計画」（平成23年7月策定）との整合を図るとともに、健康福祉・教育分野など各分野の関連計画・方針との整合・調整を図りながら策定しています。

### （2）持続可能な開発目標（SDGs）への配慮

平成27（2015）年9月の国連サミットで採択されたSDGs（Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標）の略称）では、2030年にあるべき未来を目指しています。

本計画でもSDGsの17ゴールのうち主に「1 貧困をなくそう」、「3 すべての人に健康と福祉を」、「4 質の高い教育をみんなに」、「5 ジェンダー平等を実現しよう」を中心に取組んでいきます。

### (3) 計画の期間

本計画は、子ども・子育て支援法の規定に基づき、令和2年度から令和6年度までの5年間を計画期間とします。

計画の期間

平成 27年度 (2015)	平成 28年度 (2016)	平成 29年度 (2017)	平成 30年度 (2018)	令和 元年度 (2019)	令和 2年度 (2020)	令和 3年度 (2021)	令和 4年度 (2022)	令和 5年度 (2023)	令和 6年度 (2024)
第1期時津町子ども・子育て支援事業計画					第2期時津町子ども・子育て支援事業計画				

## 3 計画の策定方法

### (1) 時津町子ども・子育て会議による計画内容の協議

子ども・子育て支援法第77条の規定に基づく「時津町子ども・子育て会議」にて、計画内容の協議を行いました。

同会議は、本町の子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し、必要な事項（本計画に掲げる事項）及び施策の実施状況（計画の進捗管理）について、調査・審議する役割を担っています。

### (2) アンケート調査及びパブリックコメントの実施

本計画の策定にあたり、平成30年12月に「時津町の子ども・子育てに関するアンケート調査」を実施し、子育て中の住民の子育てに関する意識やニーズ等の動向を把握しました。

また、さらに広範な住民の意見を反映させるため、計画素案を広く公表し、パブリックコメントを実施しました。



## 4 進行管理

### (1) 進行管理・評価

- ◇第2期時津町子ども・子育て事業計画は、策定後、住民に速やかに公表します。
- ◇各年度の事業計画に基づく施策の実施状況、教育・保育施設や地域型保育事業の認可等の状況などやこれらの実績等について、点検・評価します。
- ◇これらの点検・評価は時津町子ども・子育て会議において、第三者としての点検・評価を行い、町ホームページなどにより広く住民に公表します。
- ◇計画期間内の中間年を目安として、事業計画に基づく認定区分ごとの人数とのかい離が大きい場合は見直しを行います。

### (2) 関係機関等との連携

- ◇庁内関係課との連携を図ることはもちろんのこと、児童相談所、保健所、教育機関及び警察などとの緊密な連携を図ります。
- ◇ひとり親家庭（母子・父子家庭）の自立支援、障害のある子どもなど特別な支援が必要な子どもの施策などについて、県が行う施策との連携を図ります。
- ◇広域利用の観点からも情報の共有に努め、近隣市町等との連携を図っていきます。
- ◇行政のみならず、家庭をはじめ、子ども・子育て支援に関して主体的な取組を行う住民団体、地域、学校、社会福祉協議会、民生委員児童委員、専門職、ボランティア、企業及び事業者など、町内の多くの関係機関・団体等と協力していきます。

### (3) 国・県との連携

- ◇住民から期待されている役割を十分に果たせるよう、保健、医療及び福祉をはじめ、さまざまな制度の改革と充実に努めるよう、国や県に対して積極的に提言や要望を行っていきます。



---

## **第2章**

### **計画の背景と本町の現状**

---



# 1 国の少子化対策

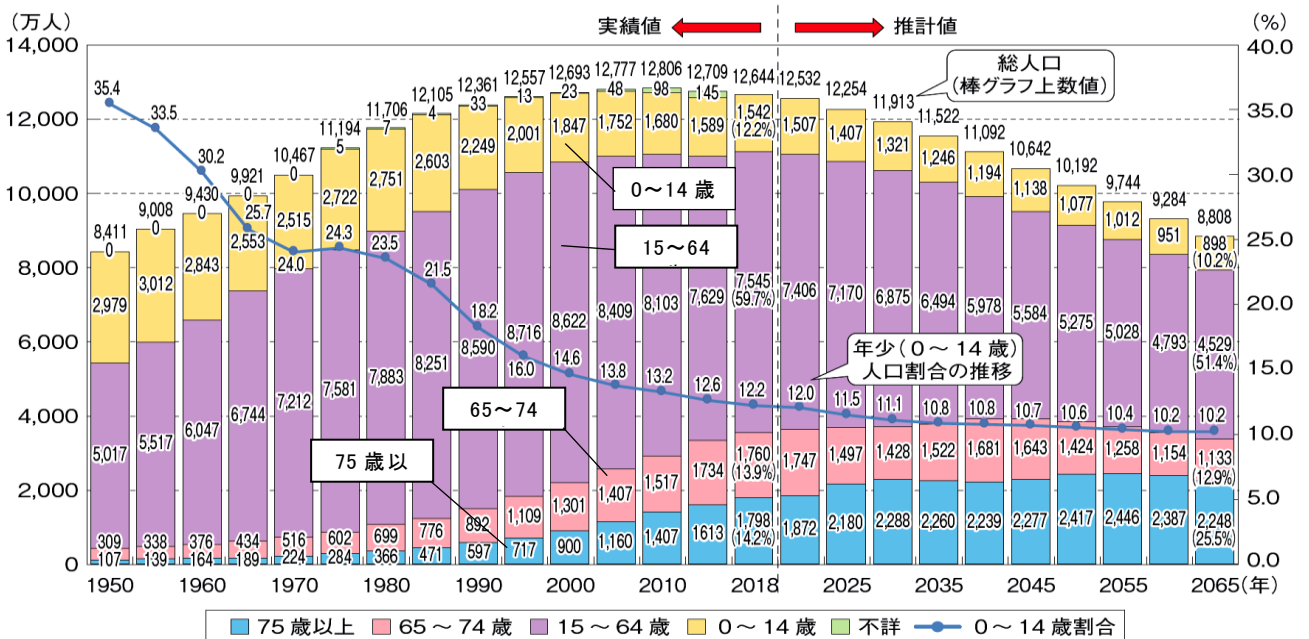
我が国は少子化の進行や出生率の長期的な低下が進み、平成30(2018)年の合計特殊出生率は1.42という状況です。少子化は社会保障をはじめ、社会経済全体に急速な構造的変化をもたらし、深刻な影響を与えるだけでなく、子どもたちが健やかに育つ環境を形成する上でも大きな課題となっています。

本格的な人口減少社会が到来する中で、家庭や地域における子育てや教育力の低下及び保育ニーズの多様化など、解決すべき課題が数多く残されています。こうした中、社会全体で子どもの健やかな成長や子育てを支援するための新たな仕組みを構築し、質の高い幼児期の教育・保育の総合的な提供、保育の量的拡大、地域の子ども・子育て支援の充実を推進するための「子ども・子育て関連3法」が平成24年に成立しました。これら3法に基づく子ども・子育て支援新制度では、市町村を実施主体として「子ども・子育て支援事業計画」の策定を義務付け、計画的に子ども・子育て支援の充実を図ることとしています。

第1期計画の策定後に子ども・子育て支援法の改正や「ニッポン一億総活躍プラン」の閣議決定等を踏まえ、平成29年6月に国から「子育て安心プラン」が発表され、『待機児童の解消』、『女性の就業率の向上(M字カーブの解消)』、『保育の受け皿の拡大と質の確保、保育人材の確保』及び『保護者への「寄り添う支援」の普及促進』といった方向性が打ち出されています。

また、令和元年10月からは、子育てを行う家庭の経済的負担の軽減を図るため、3～5歳の子ども及び住民税非課税世帯の0～2歳の保育の必要性がある子どもの認定こども園、幼稚園及び保育所(園)等の利用者負担額の無償化が実施されました。

我が国の総人口及び人口構造の推移と見通し



資料：内閣府「令和元年版少子化社会対策白書」

子ども・子育て支援をめぐる国の主な動向

時期	取組	内容
平成 15 年 (2003 年)	少子化社会対策基本法施行	少子化に対処するために講ずべき施策の基本となる事項とその他の事項を規定
平成 15 年 (2003 年)	次世代育成支援対策推進法施行	少子化の進行等を踏まえ、子どもの出生や育成における環境整備を図るための理念を定めるとともに、地方公共団体及び事業主は、行動計画の策定等の次世代育成支援対策を今後 10 年間にわたり重点的に推進
平成 18 年 (2006 年)	新しい少子化対策について	「子ども・子育て応援プラン」の着実な推進に加え、妊娠・出産から高校・大学生になるまで、子どもの成長に応じた総合的な子育て支援策や働き方の改革、社会の意識改革のための国民運動などを推進
	「認定こども園」の制度創設	就学前の子どもに幼児教育・保育を提供する機能と地域における子育て支援の機能をあわせ持った施設
平成 19 年 (2007 年)	「放課後子どもプラン」の創設	文部科学省の「放課後子ども教室推進事業」と厚生労働省の「放課後児童健全育成事業」を一体的あるいは連携して実施
	「子どもと家族を応援する日本」重点戦略	「仕事と生活の調和」、「就労と子育ての両立、家庭における子育てを包括的に支援する仕組みの構築」の 2 点を車の両輪として推進
平成 20 年 (2008 年)	「新待機児童ゼロ作戦」	希望するすべての人が安心して子どもを預けて働けることができる社会を目指して保育施策を質・量ともに充実・強化
平成 22 年 (2010 年)	「子ども・子育てビジョン」閣議決定	「子どもが主人公（チルドレン・ファースト）」、「少子化対策から子ども・子育て支援へ」、「生活と仕事と子育ての調和」という視点で、子どもと子育てを応援する社会を目指す。
	子ども・子育て新システム検討会議設置	幼保一体化を含む新たな次世代育成支援のための包括的・一元的なシステムの構築について検討を開始
	子ども・若者育成支援推進法施行	子ども・若者の健やかな育成、子ども・若者が社会生活を円滑に営むことができるようにするため、総合的な育成支援を推進
平成 24 年 (2012 年)	子ども・子育て関連 3 法公布	「子ども・子育て支援法」「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律」「子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」の 3 法の公布
平成 26 年 (2014 年)	子どもの貧困対策の推進に関する法律施行	生まれ育った環境によって左右されず、貧困の状況にある子どもが健やかに育成される環境の整備と教育機会の均等を図るための対策を総合的に推進
	次世代育成支援対策推進法の一部改正の公布	法律の有効期限を令和 7（2025）年 3 月 31 日まで 10 年間の延長

時期	取組	内容
平成 26 年 (2014 年)	「放課後子ども総合プラン」の策定	次代を担う人材を育成し、加えて共働き世帯が直面する「小1の壁」を打破する観点から、放課後児童クラブと放課後子ども教室の一体的な実施を中心に両事業の計画的な整備を推進
平成 27 年 (2015 年)	子ども・子育て支援新制度の施行	子ども・子育て関連 3 法に基づく子ども・子育て支援新制度の施行
	子ども・子育て本部の設置	平成 27 年 4 月の子ども・子育て支援新制度の施行に合わせて、内閣府に、内閣府特命担当大臣（少子化対策）を本部長とし、少子化対策及び子ども・子育て支援の企画立案・総合調整並びに少子化社会対策大綱の推進や子ども・子育て支援新制度の施行するための新たな組織である子ども・子育て本部を設置
平成 28 年 (2016 年)	子ども・子育て支援法の一部改正の施行	一億総活躍社会の実現に向けて、事業主拠出金制度の拡充、事業所内保育業務を目的とする施設等の設置者に対する助成及び援助を行う事業（仕事・子育て両立支援事業）を創設
	ニッポン一億総活躍プランの策定	「夢をつむぐ子育て支援」などの「新・三本の矢」の実現を目的とする「一億総活躍社会」の実現に向けたプランを策定するとともに、「希望出生率 1.8」の実現に向けた 10 年間のロードマップを示す
	児童福祉法等の一部改正の公布	児童虐待について発生予防から自立支援まで一連の対策のさらなる強化等を図るため、児童福祉法の理念を明確化するとともに、母子健康包括支援センターの全国展開、市町村及び児童相談所の体制の強化などを定める。
平成 29 年 (2017 年)	「働き方改革実行計画」の策定	平成 28 年 9 月より、内閣総理大臣を議長とする「働き方改革実現会議」が開催され、時間外労働の上限規制の在り方など長時間労働の是正、同一労働同一賃金の実現等による非正規雇用の処遇改善等をテーマに討議が行われ、平成 29 年 3 月に「働き方改革実行計画」が取りまとめられる。
	「子育て安心プラン」の策定	令和 2 年度末までに待機児童を解消するとともに、令和 4 年度末までの 5 年間で 25～44 歳の女性就業率 80%に対応できる約 32 万人分の保育の受け皿を整備
	「新しい経済政策パッケージ」閣議決定	消費税引上げによる財源を活用し、待機児童対策の前倒しや 3～5 歳の子どもの認定こども園、幼稚園、保育所等の費用を無償化する方針を打ち出す。
平成 30 年 (2018 年)	「新・放課後子ども総合プラン」の策定	放課後児童クラブの待機児童の早期解消、放課後児童クラブと放課後子供教室の一体的な実施の推進等を盛り込んだ今後 5 年間の計画を策定
令和元年 (2019 年)	子ども・子育て支援法の一部改正の施行	子育てを行う家庭の経済的負担の軽減を図るため、3～5 歳の子ども及び住民税非課税世帯の 0～2 歳の保育の必要性がある子どもの認定こども園、幼稚園、保育所等の利用者負担額を無償化

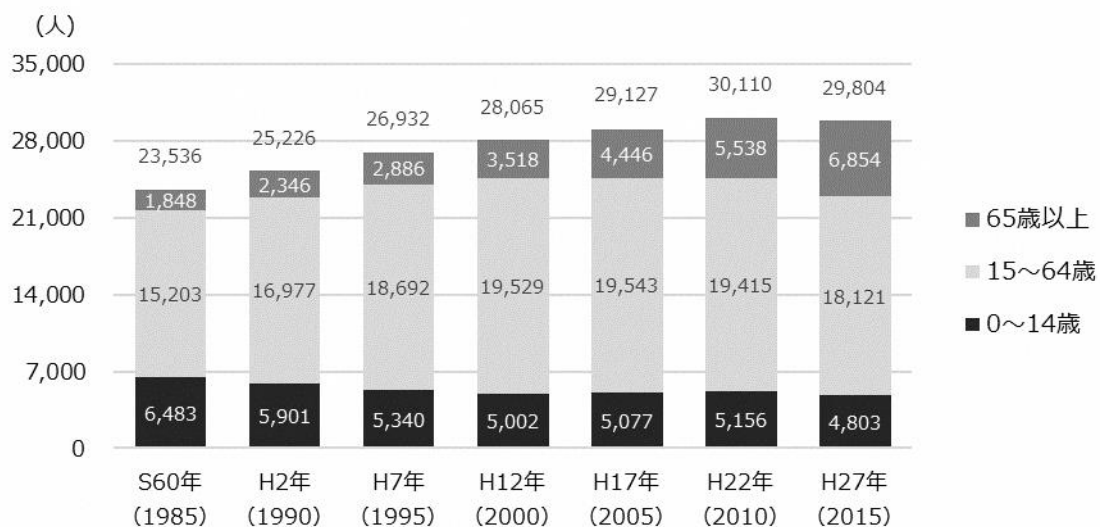
## 2 子ども・子育てと取り巻く本町の現状

### (1) 総人口と年齢3区分別人口

本町の総人口は、平成22年まで増加していましたが、平成27年の時点では29,804人となっています。こうした中、0～14歳（年少人口）は多少の増減はあるものの、減少の傾向がみられます。その一方で65歳以上（高齢人口）は増加しており、いわゆる少子高齢化が進行しています。

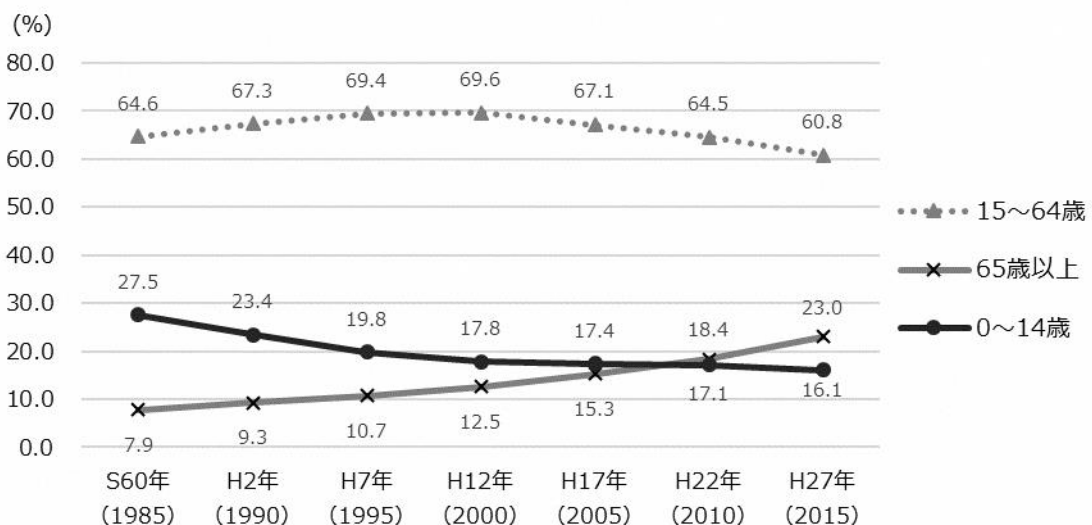
人口構成比をみると、0～14歳と65歳以上の割合は逆転し、平成27年の0～14歳は総人口の16.1%となっています。

総人口と年齢3区分別人口の推移



資料：国勢調査

年齢3区分別人口構成比の推移

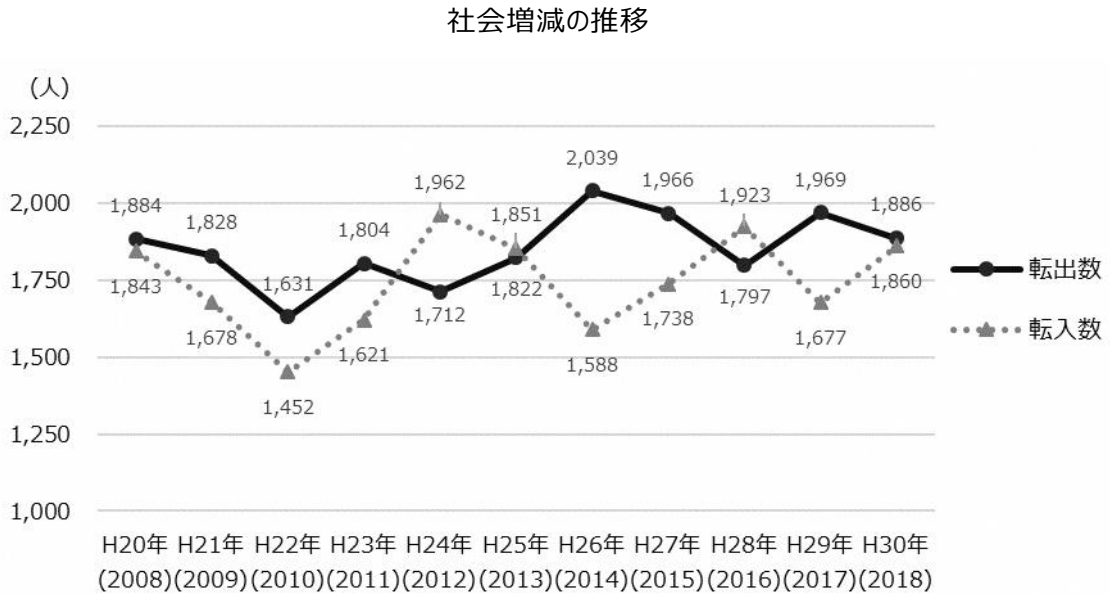


資料：国勢調査



## (2) 社会増減の推移

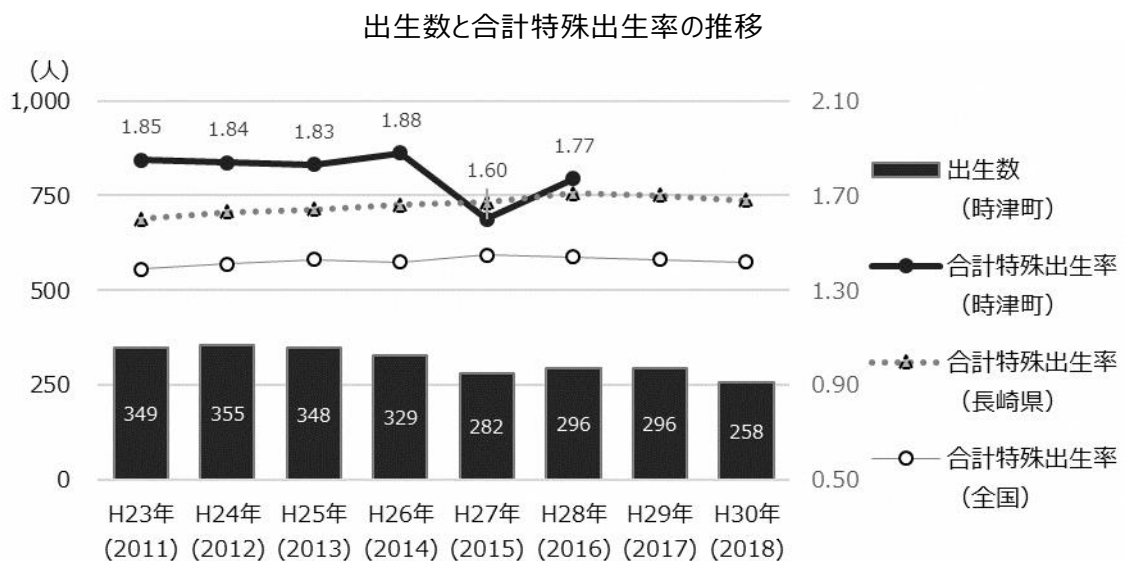
社会増減の推移をみると、転出数は近年毎年 2,000 人前後で推移しています。転入数は転出数より下回る年が多くみられます。



資料：住民基本台帳（各年度末）

## (3) 出生数と合計特殊出生率の推移

本町の出生数は、平成 27 年以降毎年 300 人以下で推移しています。合計特殊出生率（1 人の女性が生涯に産むことが見込まれる子どもの数）は、平成 28 年の時点で県の値を少し上回り、1.77 となっています。



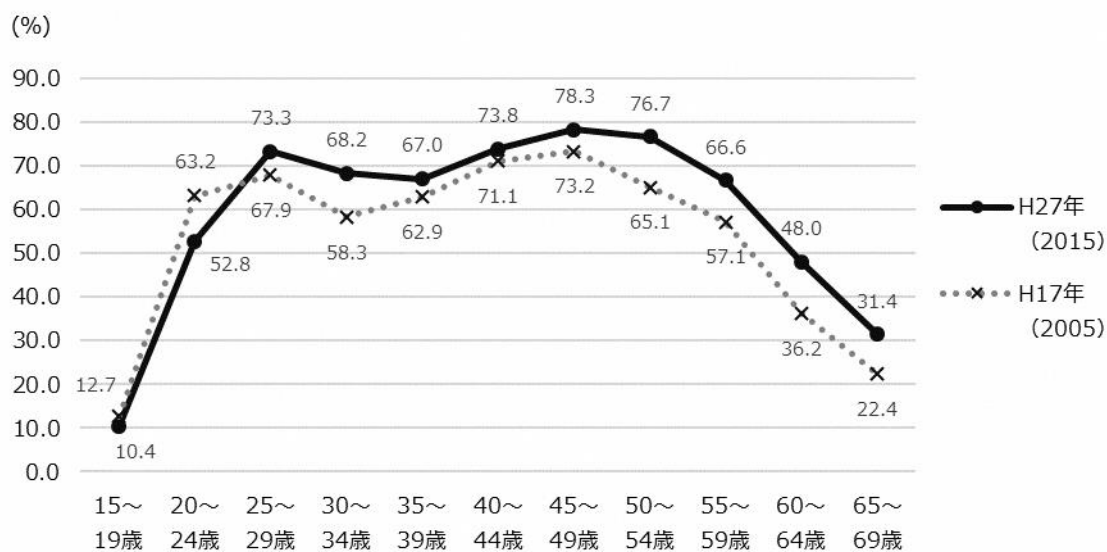
資料：人口動態統計

#### (4) 子育て期の女性の就業率の推移

本町の女性の就業率は、いわゆる“M字カーブ”を描いており、子どもが生まれる可能性が高い30歳代で就業率の低下がみられます。

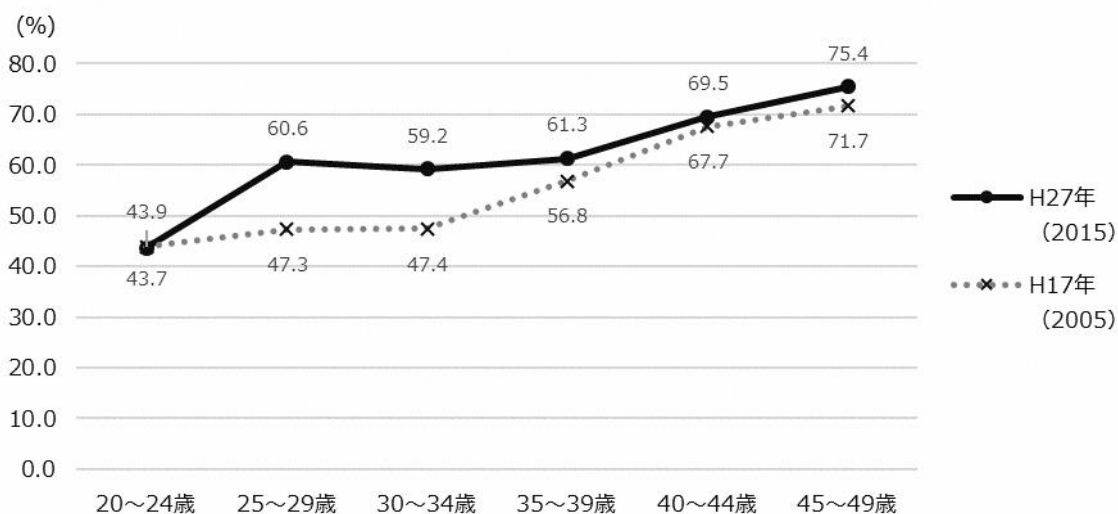
しかし、就業意欲の高まりや、子どもを預けながら働くといったライフスタイルにより、25歳以降の就業率は増加傾向にあります。特に子育て期の女性（有配偶者）にける就業率をみると、平成27年における25～29歳の就業率は、平成17年に比べて13ポイント、30～34歳は11ポイント高くなっています。

女性の就業率の推移



資料：国勢調査

子育て期の女性（有配偶者）の就業率の推移



資料：国勢調査

### (5) 総人口と児童人口の推計

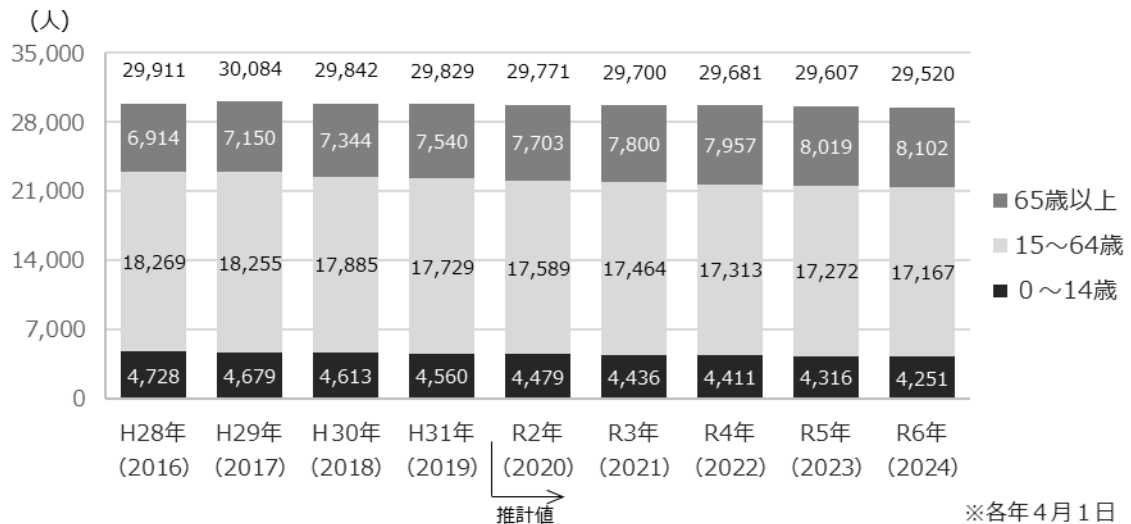
本町の将来人口は、平成27年から平成31年の住民基本台帳人口（各年4月1日現在）を使用して、各歳による変化率（例：1歳の人口が翌年2歳になる時の人数の動き）、出生数の動向等を踏まえて算出しました。

その結果、総人口はほぼ横ばいに推移し、本計画の最終年度となる令和6年には29,520人に、うち0～14歳は4,251人になると推計されています。

特に0～5歳人口（未就学児童と設定）は、令和6年の時点で1,536人に、平成31年と比べて150人程度の減少が予想されています。

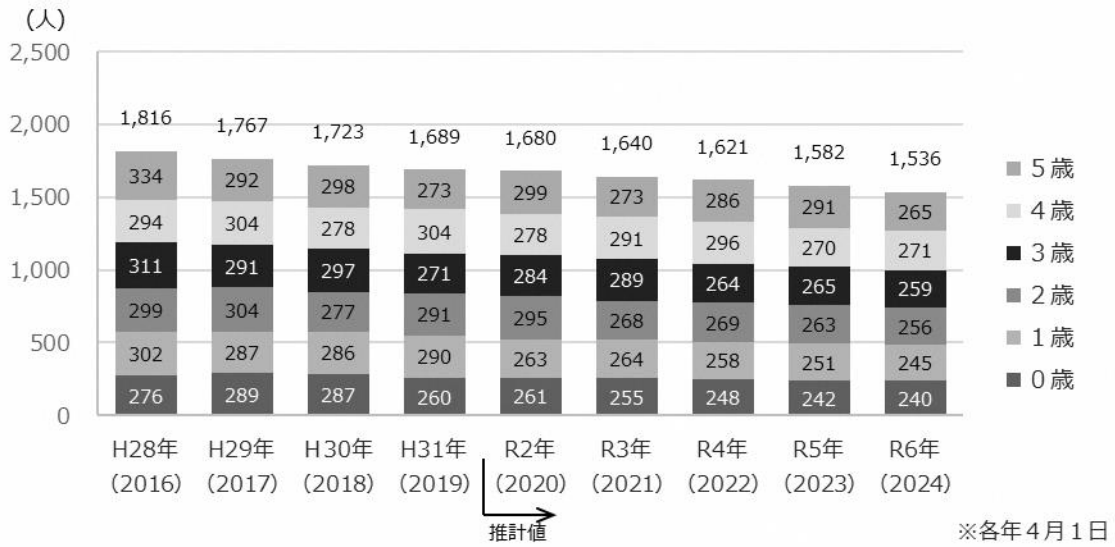
6～11歳（小学生児童と設定）は微減の傾向が続き、令和6年の時点で1,719人になることが見込まれています。

総人口と年齢3区分別人口の推計結果



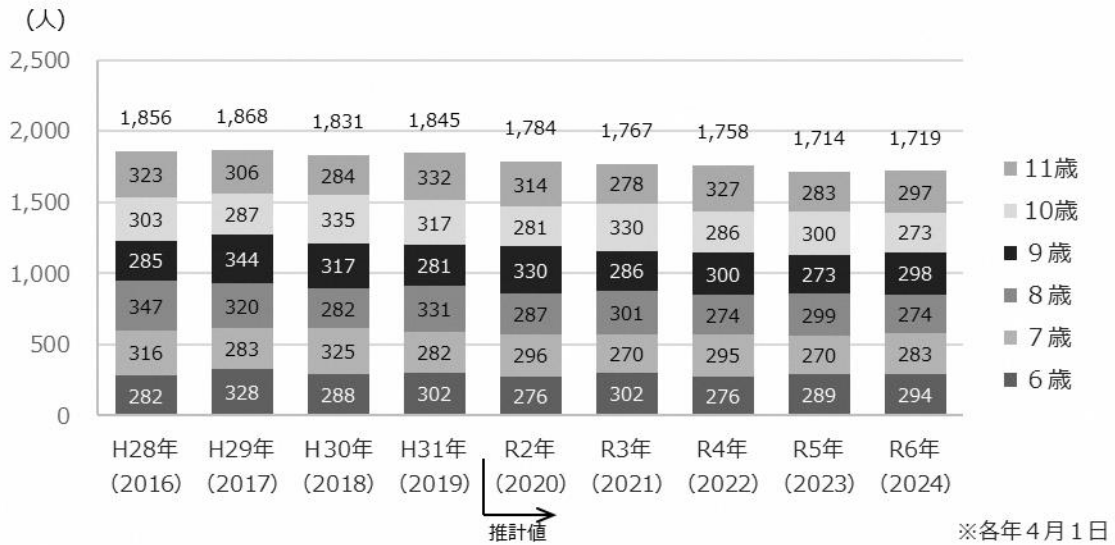
資料：H28～H31年は住民基本台帳

### 0～5歳人口の推計結果



資料：H28～H31年は住民基本台帳

### 6～11歳人口の推計結果



資料：H28～H31年は住民基本台帳

### 3 アンケート調査からみる子育ての状況

#### (1) 調査の実施概要

第2期時津町子ども・子育て支援事業計画の策定に向けて、本町における教育・保育及び子育て支援の「量の見込み」を把握、算出する基礎として、住民の教育・保育及び子育て支援に関する「現在の利用状況」や「今後の利用希望」を把握するためのアンケート調査を実施しました。

##### 調査票の種類と調査方法

調査の種類と対象者	実施方法	調査方法
①未就学児童調査		
未就学児童（0～6歳）の保護者	全数調査 （兄弟姉妹等は除く）	郵送による配布・回収
②小学生児童調査		
小学生児童（1～4年生）の保護者	全数調査 （兄弟姉妹等は除く）	郵送による配布・回収

【調査期間】平成30年12月

【調査対象地区】町内全域

##### 調査票の配布・回収結果

調査の種類	配布数	回収数	白票等	有効回収数	有効回収率
①未就学児童調査	1,334	639	10	629	47.2%
②小学生児童調査	600	303	3	300	50.0%
総計	1,934	942	13	929	48.0%

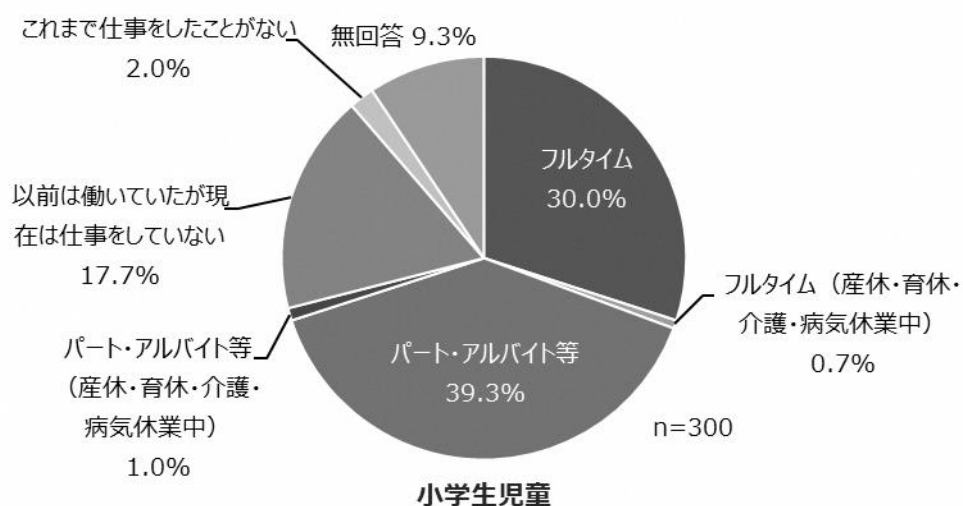
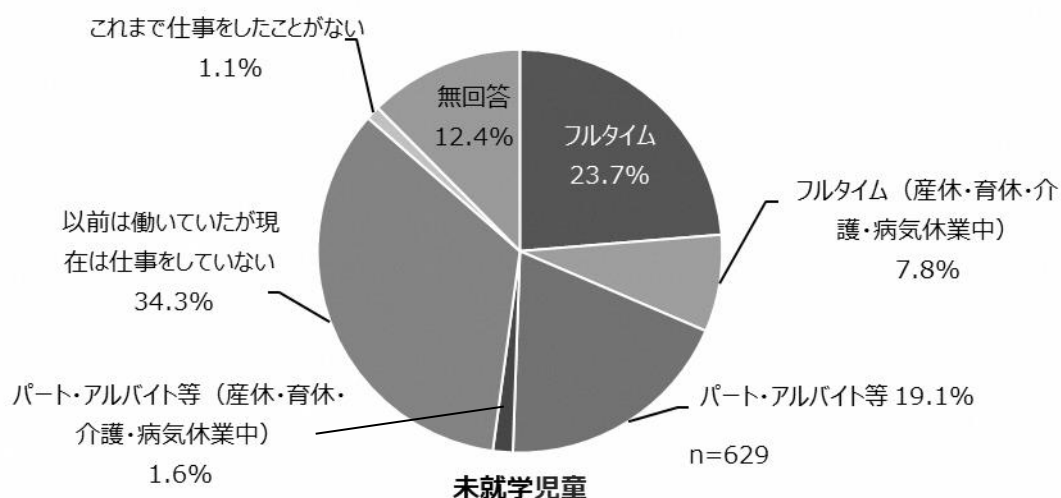
※白票等には集計対象の期間を過ぎて提出された分も含む

## (2) 主な調査結果

### ① 母親の就労状況

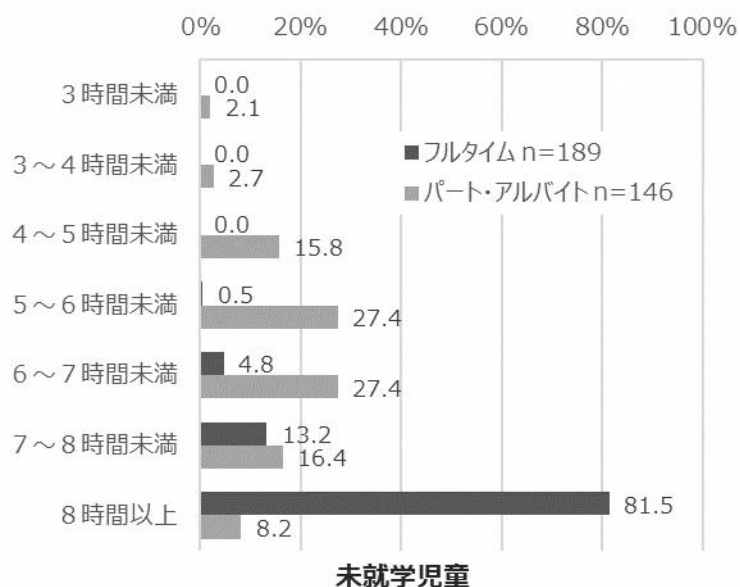
未就学児童では、「以前は働いていたが現在は仕事をしていない」が 34.3%と最も高く、次いで「フルタイム」(23.7%)、「パート・アルバイト等」(19.1%)、「フルタイム(産休・育休・介護・病気休業中)」(7.8%)と続いています。

小学生児童では、「パート・アルバイト等」が 39.3%と最も高く、次いで「フルタイム」(30.0%)、「以前は働いていたが現在は仕事をしていない」(17.7%)と続いています。



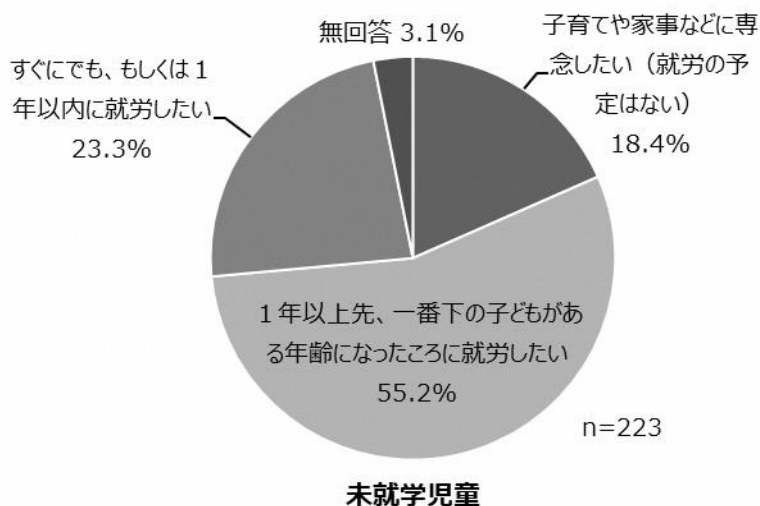
## ②就労している母親の平均就労時間（1日あたり）

就労している未就学児童の母親について、フルタイムでは、「8時間以上」が81.5%と最も高く、次いで「7～8時間未満」（13.2%）、「6～7時間未満」（4.8%）と続いています。パート・アルバイトでは、「5～6時間未満」と「6～7時間未満」が27.4%、「7～8時間未満」（16.4%）、「4～5時間未満」（15.8%）と続いています。



## ③現在、就労していない母親の今後の就労意向

「1年以上先、一番下の子どもがある年齢になったところに就労したい」が55.2%と最も高く、次いで「すぐにでも、もしくは1年以内に就労したい」（23.3%）、「子育てや家事などに専念したい（就労の予定はない）」（18.4%）と続いています。



#### ④現在の家庭類型

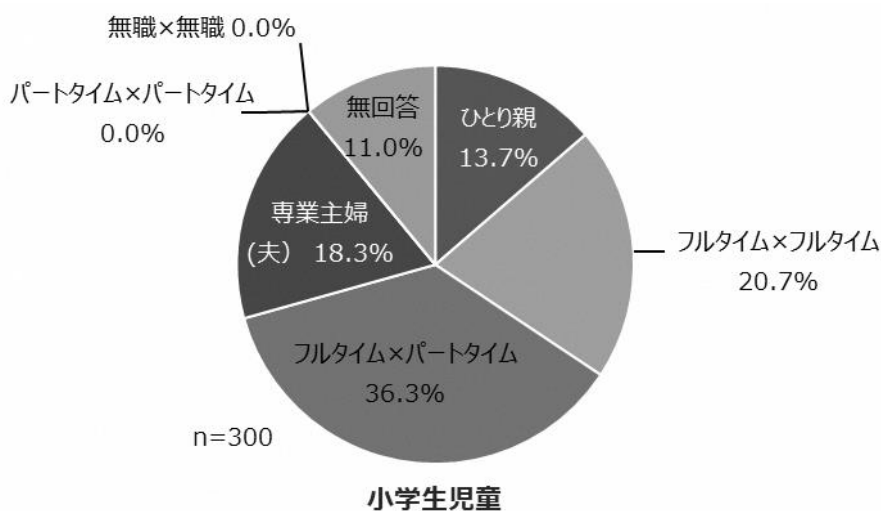
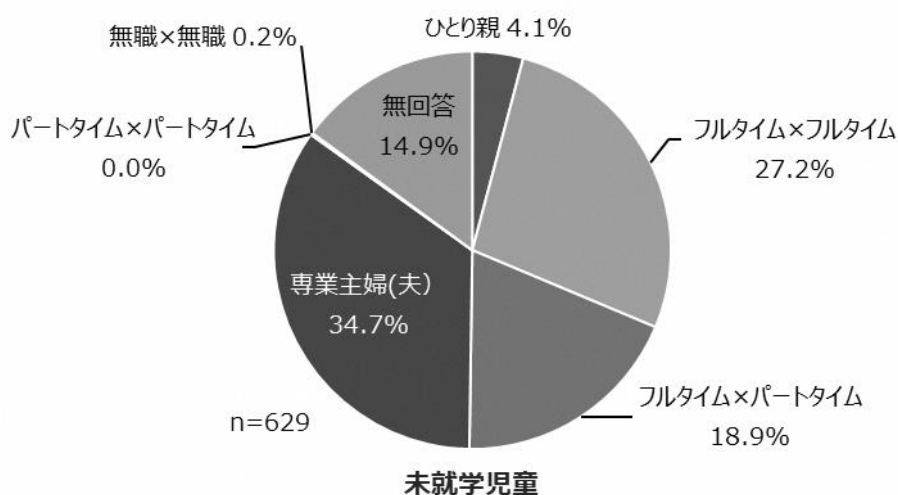
未就学児童では、「専業主婦（夫）」が 34.7%と最も高く、次いで「フルタイム×フルタイム」（27.2%）、「フルタイム×パートタイム」（18.9%）、「ひとり親」（4.1%）、「無職×無職」（0.2%）と続いています。

小学生児童では、「フルタイム×パートタイム」が 36.3%と最も高く、次いで「フルタイム×フルタイム」（20.7%）、「専業主婦（夫）」（18.3%）、「ひとり親」（13.7%）と続いています。

※母親と父親の現在の就労状況から、家庭類型（就労形態の組み合わせ）を算出

※アルバイトはパートタイムに含む。

※産休・育休・介護休業中は、フルタイム、パートタイムのそれぞれに含む。

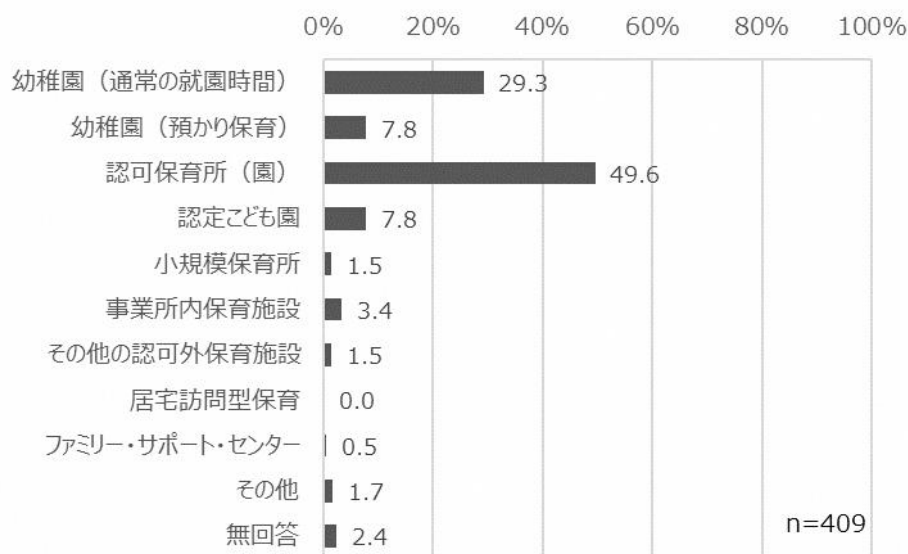




⑤現在利用している教育・保育事業

「認可保育所(園)」が49.6%と最も高く、次いで「幼稚園(通常の就園時間)」(29.3%)、「幼稚園(預かり保育)」と「認定こども園」が同率で7.8%、「事業所内保育施設」(3.4%)と続いています。

家庭類型ごとにみると、専業主婦(夫)の「幼稚園(通常の就園時間)」(72.4%)は全体より43.1ポイント高くなっています。「認可保育所(園)」のひとり親(73.9%)、フルタイム×フルタイム(69.4%)は70%前後となっています。



未就学児童

未就学児童 家庭類型ごと 利用している教育・保育事業 (単位：%)

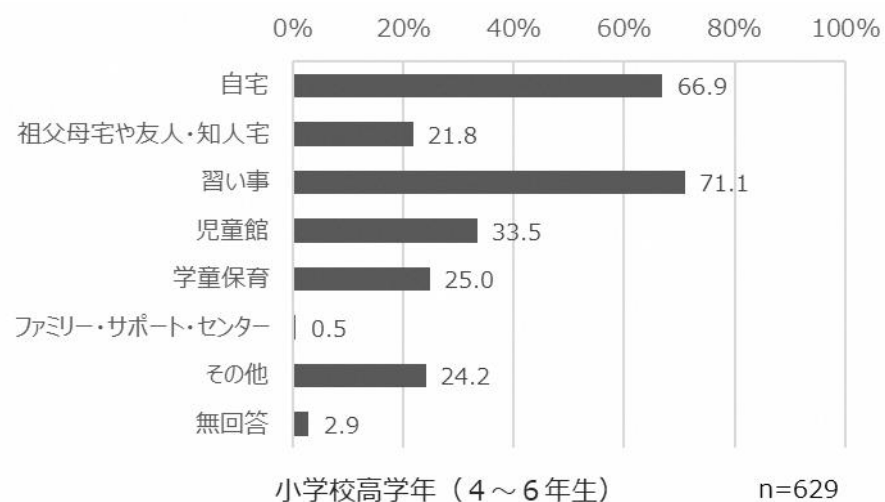
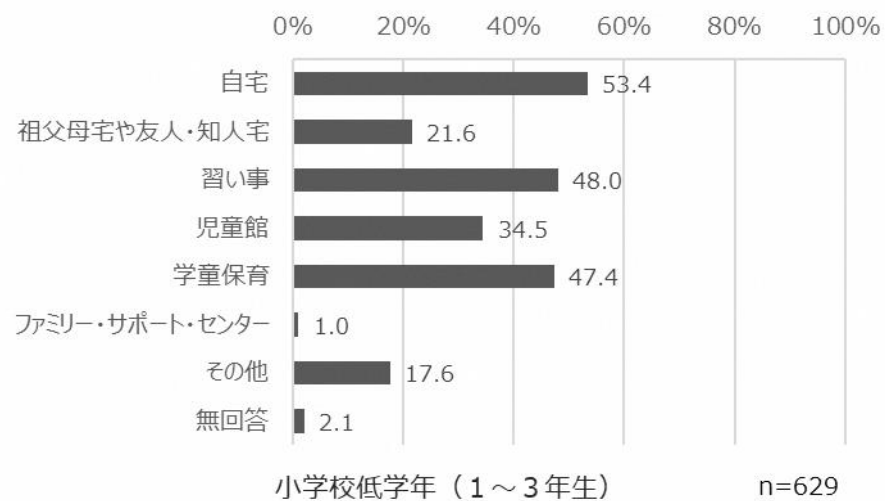
<回答者数>	全体	ひとり親	フルタイム フルタイム	フルタイム パート	専業主婦 (夫)	パート パート	無職 無職
	409	23	134	104	76	0	1
幼稚園(通常の就園時間)	29.3	13.0	9.0	29.8	72.4	0.0	100.0
幼稚園(預かり保育)	7.8	4.3	6.7	8.7	9.2	0.0	0.0
認可保育所(園)	49.6	73.9	69.4	49.0	5.3	0.0	0.0
認定こども園	7.8	13.0	5.2	7.7	13.2	0.0	0.0
小規模保育所	1.5	0.0	0.7	2.9	0.0	0.0	0.0
事業所内保育施設	3.4	0.0	7.5	1.0	0.0	0.0	0.0
その他の認可外保育施設	1.5	0.0	3.0	0.0	1.3	0.0	0.0
居宅訪問型保育	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
ファミリー・サポート・センター	0.5	0.0	0.7	0.0	0.0	0.0	0.0
その他	1.7	0.0	0.0	3.8	2.6	0.0	0.0
無回答	2.4	0.0	2.2	3.8	2.6	0.0	0.0

※回答者数の単位は人

### ⑥未就学児童における小学校就学後の放課後の過ごし方の意向

小学校低学年（1～3年生）では、「自宅」が 53.4%、「習い事」が 48.0%、「学童保育」が 47.4%となっています。家庭類型ごとにみると、フルタイム×フルタイムの「学童保育」（82.5%）は全体より 35.1 ポイント高くなっています。また、専業主婦（夫）の「習い事」は 62.4%となっています。

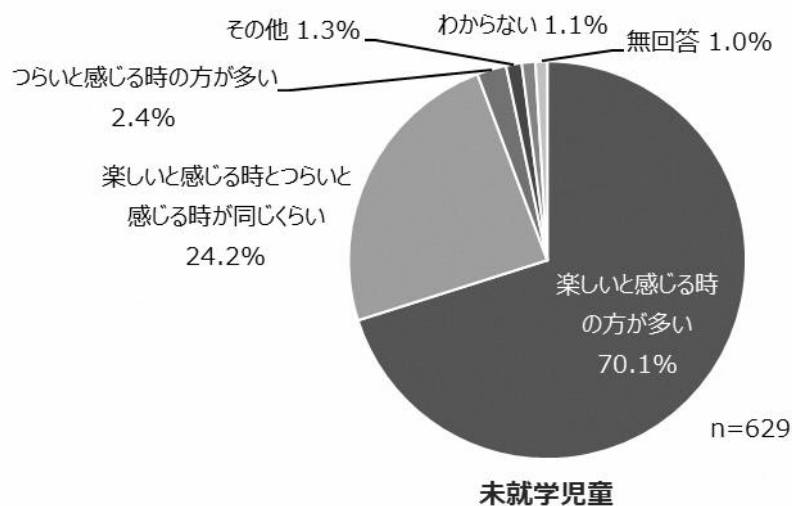
小学校高学年（4～6年生）では、「習い事」が 71.1%、「自宅」が 66.9%、「児童館」が 33.5%、「学童保育」が 25.0%と続いています。家庭類型ごとにみると、フルタイム×フルタイムの「学童保育」は 40.9%となっています。



## ⑦子育てについて感じていること

「楽しいと感じる時の方が多い」が70.1%、「楽しいと感じる時とつらいと感じる時が同じくらい」が24.2%となっています。

家庭類型ごとにみると、ひとり親の「楽しいと感じる時の方が多い」（50.0%）は、全体より20.1ポイント低くなっています。



未就学児童 家庭類型ごと 子育てについて感じていること

(単位：%)

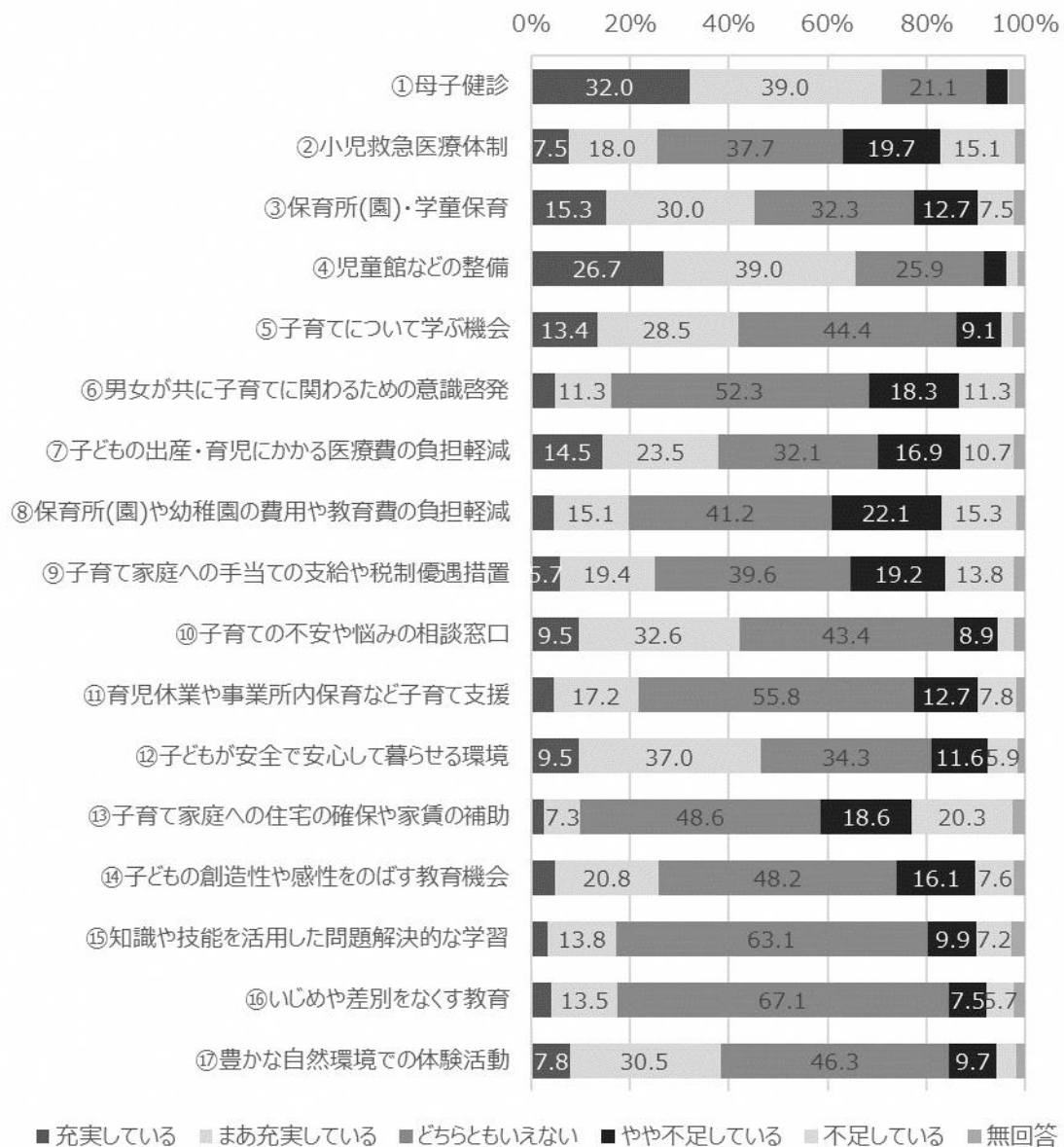
	全体	ひとり親	フルタイム フルタイム	フルタイム パート	専業主婦 (夫)	パート パート	無職 無職
<回答者数>	629	26	171	119	218	0	1
楽しいと感じる時の方が多い	70.1	50.0	75.4	68.9	70.2	0.0	0.0
楽しいと感じる時とつらいと感じる時が同じくらい	24.2	26.9	19.3	27.7	23.9	0.0	0.0
つらいと感じる時の方が多い	2.4	11.5	2.3	1.7	2.3	0.0	100.0
その他	1.3	3.8	1.2	0.8	0.9	0.0	0.0
わからない	1.1	3.8	1.8	0.0	0.9	0.0	0.0
無回答	1.0	3.8	0.0	0.8	1.8	0.0	0.0

※回答者数の単位は人

### ⑧時津町の子育て環境の充実度に思うこと

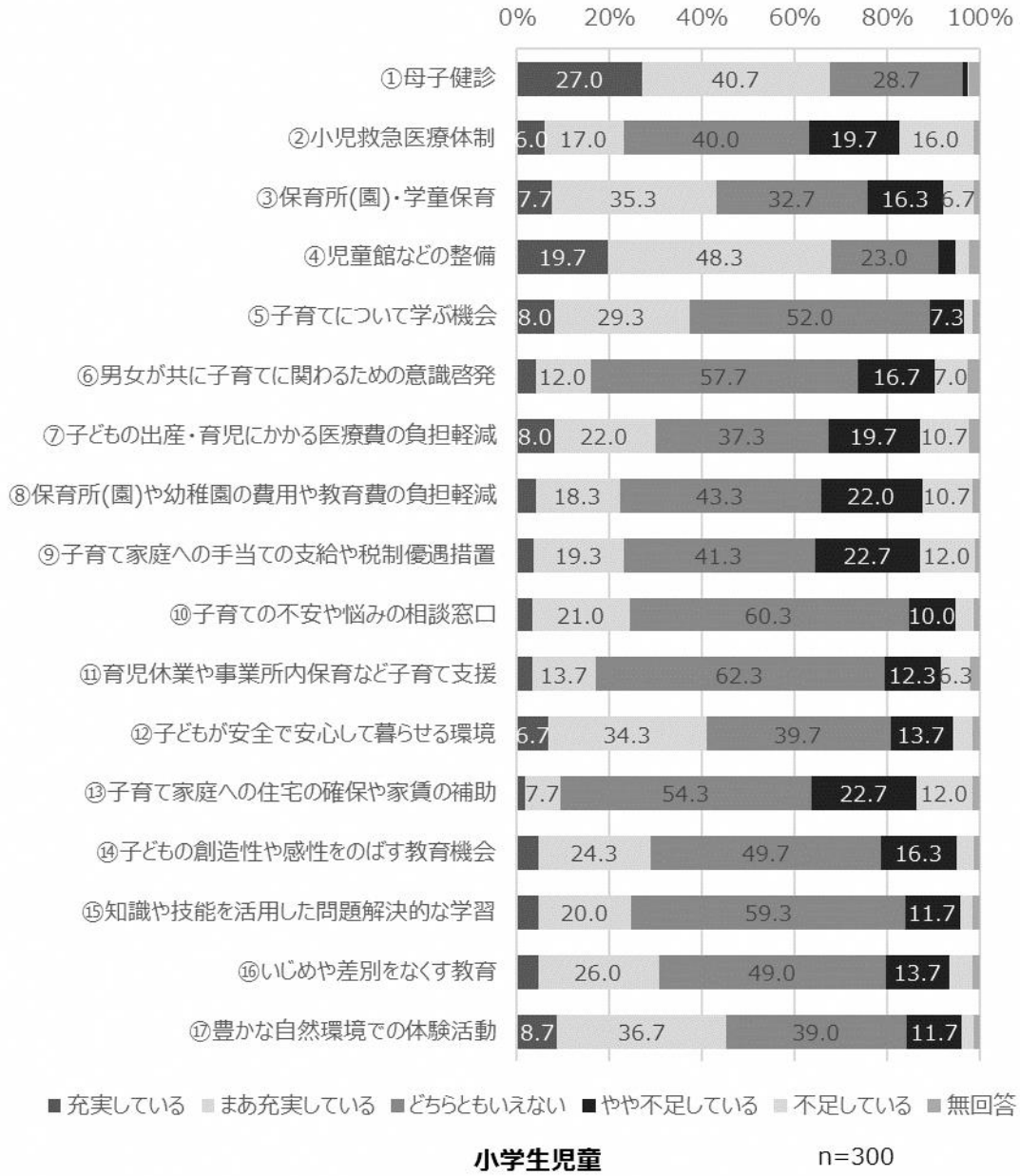
未就学児童の「充実している」は、①母子健診（32.0%）、④児童館などの整備（26.7%）が高くなっています。「やや不足している」や「不足している」は、⑬子育て家庭への住宅の確保や家賃の補助、⑧保育所（園）や幼稚園の費用や教育費の負担軽減、⑨子育て家庭への手当での支給や税制優遇措置、②小児救急医療体制などが高くなっています。

小学生児童の「充実している」は、①母子健診（27.0%）、④児童館などの整備（19.7%）が高くなっています。「やや不足している」や「不足している」は、⑬子育て家庭への住宅の確保や家賃の補助、②小児救急医療体制、⑨子育て家庭への手当での支給や税制優遇措置などが高くなっています。



未就学児童

n=629



### (3) 調査結果のまとめ

未就学児童調査	小学生児童調査
<ul style="list-style-type: none"> <li>• 回答者の93.0%は母親</li> <li>• 就労している母親は52.2%</li> <li>• 3歳以上の90%以上の子どもが定期的な教育・保育事業を利用</li> <li>• 教育・保育施設を利用している場所は町内が83.4%、町外が16.1%</li> <li>• 定期的な教育・保育事業を利用している人のうち、子どもが病気の際、できれば病児（病後児）保育施設等を利用したいという意向は37.4%</li> <li>• 日常的に祖父母等に子どもを預けられる人は38.6%、緊急時だと73.3%</li> <li>• 小学校就学後の放課後の過ごし方について、47.4%の保護者に低学年のうちは学童保育を利用させたい意向あり（高学年になったら25.0%）</li> <li>• 70.1%の保護者は、子育てについて楽しいと感じる時の方が多い（ただし、ひとり親家庭では50.0%まで減少）</li> <li>• 時津町の子育て支援策について、子育てしやすい町だと感じている保護者は30.7%（どちらかというと思うを合わせると74.3%）</li> <li>• 時津町の子育て環境の充実度で、やや不足している、不足していると思う施策は、子育て家庭への住宅の確保や家賃の補助、保育園（園）や幼稚園の費用や教育費の負担軽減、子育て家庭への手当での支給や税制優遇措置、小児救急医療体制などが上位</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 回答者の94.3%は母親</li> <li>• 就労している母親は71.1%（特にパート・アルバイト等の形態が40.3%を占める）</li> <li>• 小学校入学時に心配だったことの上位は、第1位は通学の安全（40.7%）、第2位が留守番できるか、留守中の安全・防犯（33.0%）</li> <li>• 学童保育を利用している子どもは、1年生31.1%、2年生20.6%、3年生28.4%、4年生6.8%</li> <li>• 子どもが放課後を過ごす場所として、安全性を求める保護者が94.0%、自宅や学校からの近さは58.7%</li> <li>• 43.0%の保護者が地域に支えられていると感じている</li> <li>• 時津町の子育て支援策について、子育てしやすい町だと感じている保護者は34.0%（どちらかというと思うを合わせると76.3%）</li> <li>• 時津町の子育て環境の充実度で、やや不足している、不足していると思う施策は、子育て家庭への住宅の確保や家賃の補助、小児救急医療体制、子育て家庭への手当での支給や税制優遇措置などが上位</li> </ul>

## 4 町内の主な教育・保育施設等

未就学児童を対象とした施設としては、認可保育所（園）が9カ所、小規模保育事業施設が1カ所、認定こども園が1カ所、幼稚園が2カ所あります。

また、子育て家庭に対する育児不安などについての相談や助言、さまざまな活動を通じた親子のふれあいを支援する子育て支援センターが5カ所設置されているとともに、役場には幼稚園、保育所（園）の情報提供及び申込みの相談に対応する「保育コンシェルジュ」が配置されています。

小学校は4校、中学校は2校あり、仕事などにより保護者が昼間家庭にいない小学生に放課後の遊び場と生活の場を提供する学童保育所は6カ所あります。

### 町内の認可保育所（園）・小規模保育事業施設・認定こども園・幼稚園

施設区分		施設名
認可保育所（園）	私立	時津北保育園
	私立	時津ゆり保育園
	私立	時津東保育園
	私立	時津こばと保育園
	私立	時津中央保育園
	私立	時津野田保育園
	私立	自由の森保育園
	私立	月読保育園
	公立	町立時津保育所
小規模保育事業施設	私立	ぶどうのおうち
認定こども園	私立	鳴鼓幼稚園
幼稚園	私立	時津幼稚園
	私立	ひらき幼稚園

### 町内の子育て支援センター

施設名
時津町子育て支援センター（こばとの家）
北子育て支援センター（北児童館）
なづみ子育て支援センター（なづみ児童館）
中央子育て支援センター（中央児童館）
東子育て支援センター（東児童館）

### 町内の学童保育所

施設名
ちびっこはうす（浜田学童保育会）
つくしんぼうクラブ
わんぱくハウス（一般社団法人にじいろの会）
なづみ学童クラブ（なづみ学童保育会）
こぼとくらぶ（社会福祉法人時津こぼと福社会）
月読学童クラブ（社会福祉法人星穂乃会）

### 町内の小学校・中学校

	学校名	通学区域
小学校	時津小学校	元村郷、野田郷、浦郷
	時津北小学校	子々川郷、日並郷
	時津東小学校	浜田郷、西時津郷
	鳴鼓小学校	久留里郷、左底郷
中学校	時津中学校	元村郷、野田郷、浦郷、浜田郷、西時津郷
	鳴北中学校	子々川郷、日並郷、久留里郷、左底郷



---

## **第3章**

### **計画の基本的な考え方**

---



## 1 計画の理念・方針

本町では、これまで「時津町次世代はぐくみプラン（時津町次世代育成支援対策推進地域行動計画 前期・後期計画）」や「第1期時津町子ども・子育て支援事業計画」を策定し、さまざまな子育て支援を推進してきました。

しかし、子育てに不安や負担を感じる家庭も存在するとともに、働く女性が多くなり、共働き世帯の増加によって、幼児期における教育・保育ニーズの高まりがみられるなど、すべての家庭が安心して、自信をもって子育てができるよう、応援することが大切です。

この計画は、現行計画の理念を継承しつつ、子ども・子育て支援法の趣旨を踏まえ、「子ども一人一人を尊重し、喜びとゆとりのある子育ての応援」を理念として掲げます。

### 計画の理念

## 子ども一人一人を尊重し、 喜びとゆとりのある子育ての応援

#### 方針

- ◇子育ての第一義的責任は保護者にあることを前提に、子どもの最善の利益を実現します。
- ◇保護者が子育ての充実感や喜びを感じることができるよう、また、子どものよりよい育ちを実現できるよう、関係機関との連携や子育てを応援する町民の意見収集に努め、地域の協力を得ながら、きめ細やかな切れ目のない支援を推進します。

## 2 計画の基本的考え方

### 多様化するニーズに応えます。

- ◇アンケート調査から、未就学児童の母親は5割、小学生で7割が働いていることがわかりました。共働き世帯の増加を背景に、保育ニーズは年々増加の一途をたどっています。
- ◇子ども・子育て支援新制度では、短時間勤務に対応した保育の必要性も認定し、一時預かりや病児・病後児保育などの不規則な保育ニーズにも応えていくこととなります。また、放課後児童健全育成事業（学童保育所）も一層の充実が求められています。
- ◇多様化する教育・保育事業や地域子育て支援事業に適切に応えていくよう、町民のニーズに注視するとともに、人口動向等や将来的なニーズも踏まえ、持続可能な供給体制を整備していきます。

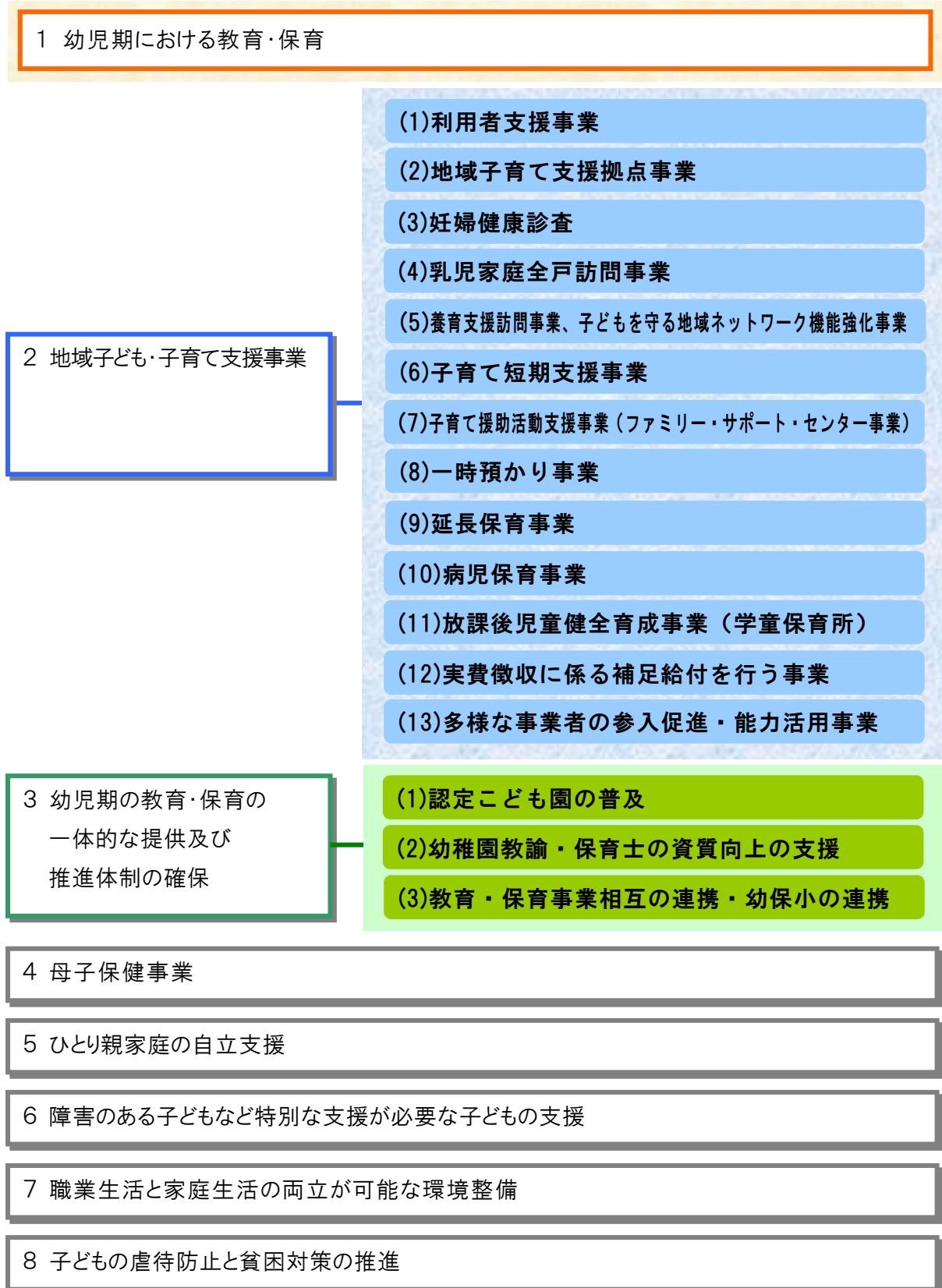
### 妊娠・出産期からの切れ目のない支援を目指します。

- ◇核家族化の進行やコミュニティ意識の希薄化などにより、子育て家庭が地域の中で孤立化し、育児に悩む人が少なくありません。特に、妊娠・出産・育児期の母親は、産前産後の心身の不調や妊娠・出産・子育ての悩みを抱え、周囲の支えを必要としている場合があります。子育て家庭に適切な支援が届かないために孤立化し、痛ましい児童虐待に至ってしまうことも心配されます。
- ◇子ども・子育て支援新制度では、利用者支援事業、地域子育て支援拠点事業及び子育て家庭の訪問等による相談事業が制度化されました。従来事業をさらに充実させることはもちろんのこと、妊娠・出産期からのさまざまな事業の連携を図り、継続的な支援につなげていきます。

### 支援を必要とする子どもや家庭をきめ細かに対応します。

- ◇子どもの安心・安全を守る上で、虐待の早期発見と的確な支援が強く求められています。また、子どもの貧困に関する支援も、近年重要になっています。
- ◇支援を必要とする子どもや家庭については、相談体制の充実をはじめ、具体的な支援策を関係機関が連携して総合的に取り組んでいきます。

### 3 事業計画の体系



## 4 教育・保育提供区域

子ども・子育て支援法に基づく基本指針では、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案し、地域の実情に応じて、保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な区域（教育・保育提供区域）を定めることとされています。

また、教育・保育提供区域は、地域型保育事業の認可の際に行われる需給調整の判断基準となることを踏まえて設定する必要があります。

本町では、教育・保育提供各施設の利用状況、町内の各施設への距離及び移動手段をみると、町内全体が1つの生活圏域となっています。

今後、地域型保育事業のニーズが高まる地域が予想される一方で、人口減少によって教育・保育ニーズが減少する地域も想定されるなど、町内全体で柔軟に需給調整を行うことも想定されることから、本町では教育・保育提供区域として町内全体を1区域として設定します。

---

## 第4章

### 事業計画

---





# 1 幼児期における教育・保育

## <事業の概要>

「就労時間短家庭」は、専業主婦家庭あるいは父母の就労時間の短い家庭として、「1号認定（教育標準時間認定）〈認定こども園及び幼稚園〉」に分類されます。

「保育の必要性の認定を受け得る家庭」は、年齢に応じて「2号認定（保育認定）〈認定こども園・保育所（園）〉」、あるいは「3号認定（保育認定）〈認定こども園・保育所（園）、小規模保育施設〉」に分類されます。

### 1号認定・2号認定・3号認定の区分

支給認定区分	対象年齢	保育の必要性	対象となる子ども	利用できる主な施設
1号認定 （教育標準時間）	3～5歳	なし	満3歳以上の就学前の子ども（2号認定を除く）	認定こども園 幼稚園
2号認定 （保育短時間） （保育標準時間）		あり	満3歳以上で保護者の就労や病気などにより、 <u>保育を必要とする子ども</u>	認定こども園 保育所（園）
3号認定 （保育短時間） （保育標準時間）	0～2歳	あり	満3歳未満で保護者の就労や病気などにより、 <u>保育を必要とする子ども</u>	認定こども園 保育所（園） 小規模保育施設

## <本町の現状>

平成31年4月時点で、3～5歳の幼稚園及び認定こども園の利用者（1号認定）は、定員490人に対して413人、同様に認可保育所及び認定こども園の利用者（2号認定）は、定員392人に対して387人です。0～2歳の認可保育所及び認定こども園の利用者（3号認定）は、定員311人に対して335人です。

定員に対する充足率は、1号認定84.3%、2号認定98.7%、3号認定107.7%となっています。子どもの出生数は、年々減少傾向にあるものの、共働き世帯の増加により0～2歳の3号認定児童の保育ニーズが高まっています。

## （1）年度ごとの量の見込みと確保の方策

未就学児童を対象としたニーズ調査の結果をもとに、国が示す「第2期市町村子ども・子育て支援事業計画における「量の見込み」の算出等の考え方」から算出されたニーズ量（量の見込み）に対して、計画年度における確保の方策を設定します。

なお、国が示す算出方法に従って量の見込みを計算すると、利用実績と大きくかけ離れていると判断されたものは、補正を行っています。

時津町の方針

◇共働き世帯の増加に伴う保育ニーズの高まりに対して、定員管理を適正に見込みながら保育の受け皿の体制確保に努めます。

◇教育・保育施設に従事する教諭、保育士等の処遇改善に努めます。

①令和2（2020）年度

（単位：人）

認定区分			1号認定	2号認定		3号認定	
				教育利用	保育利用	0歳	1歳・2歳
量の見込み①			283	170	420	44	310
			453				
確保の方策	保教育施設・ 育施設	認定こども園	100		20	0	10
		保育所（園）	—		372	63	226
		幼稚園	120		—	—	—
	保地域事業型 事業	小規模保育事業	—		—	4	8
		家庭的保育事業	—		—	0	0
		居宅訪問型保育事業	—		—	0	0
		事業所内保育事業	—		—	0	0
	その他	新制度に移行しない幼稚園	120		—	—	—
		企業主導型保育事業	—		3	2	4
		認可外保育施設	—		—	—	—
	町外	教育・保育施設	120		0	0	0
		地域型保育事業	—		0	0	0
その他		30		0	0	0	
確保の方策の合計②			490		395	69	248
過不足②－①			37		－25	25	－62

※ 2号認定における教育利用（教育の利用ニーズが高い場合）は1号認定に含めて整理 以下、同様

## ②令和3（2021）年度

(単位：人)

認定区分		1号認定	2号認定		3号認定	
			教育利用	保育利用	0歳	1歳・2歳
量の見込み①		280	168	428	45	307
		448				
確保の方策	保教育施設・設	認定こども園	100	20	0	10
		保育所（園）	—	372	68	231
		幼稚園	120	—	—	—
	保地域事業型	小規模保育事業	—	—	4	8
		家庭的保育事業	—	—	0	0
		居宅訪問型保育事業	—	—	0	0
		事業所内保育事業	—	—	0	0
	その他	新制度に移行しない幼稚園	120	—	—	—
		企業主導型保育事業	—	3	2	4
		認可外保育施設	—	—	—	—
	町外	教育・保育施設	120	0	0	0
		地域型保育事業	—	0	0	0
その他		30	0	0	0	
確保の方策の合計②		490	395	74	253	
過不足②－①		42	－33	29	－54	

## ③令和4（2022）年度

(単位：人)

認定区分		1号認定	2号認定		3号認定	
			教育利用	保育利用	0歳	1歳・2歳
量の見込み①		278	167	424	44	304
		445				
確保の方策	保教育施設・設	認定こども園	100	20	0	10
		保育所（園）	—	372	68	261
		幼稚園	120	—	—	—
	保地域事業型	小規模保育事業	—	—	4	8
		家庭的保育事業	—	—	0	0
		居宅訪問型保育事業	—	—	0	0
		事業所内保育事業	—	—	0	0
	その他	新制度に移行しない幼稚園	120	—	—	—
		企業主導型保育事業	—	3	2	4
		認可外保育施設	—	—	—	—
	町外	教育・保育施設	120	0	0	0
		地域型保育事業	—	0	0	0
その他		30	0	0	0	
確保の方策の合計②		490	395	74	283	
過不足②－①		45	－29	30	－21	

## ④令和5（2023）年度

（単位：人）

認定区分		1号認定	2号認定		3号認定	
			教育利用	保育利用	0歳	1歳・2歳
量の見込み①		208	100	486	49	289
		308				
確保の方策	保教育施設・設	認定こども園	100	20	0	10
		保育所（園）	—	375	65	231
		幼稚園	90	—	—	—
	保地域事業型	小規模保育事業	—	—	4	8
		家庭的保育事業	—	—	0	0
		居宅訪問型保育事業	—	—	0	0
		事業所内保育事業	—	—	0	0
	その他	新制度に移行しない幼稚園	125	—	—	—
		企業主導型保育事業	—	3	2	4
		認可外保育施設	—	—	—	—
	町外	教育・保育施設	108	0	0	0
		地域型保育事業	—	0	0	0
その他		0	0	0	0	
確保の方策の合計②		423	398	71	253	
過不足②－①		115	－88	22	－36	

## ⑤令和6（2024）年度

（単位：人）

認定区分		1号認定	2号認定		3号認定	
			教育利用	保育利用	0歳	1歳・2歳
量の見込み①		210	100	491	49	283
		310				
確保の方策	保教育施設・設	認定こども園	100	20	0	10
		保育所（園）	—	375	65	231
		幼稚園	90	—	—	—
	保地域事業型	小規模保育事業	—	—	4	8
		家庭的保育事業	—	—	0	0
		居宅訪問型保育事業	—	—	0	0
		事業所内保育事業	—	—	0	0
	その他	新制度に移行しない幼稚園	125	—	—	—
		企業主導型保育事業	—	3	2	4
		認可外保育施設	—	—	—	—
	町外	教育・保育施設	108	0	0	0
		地域型保育事業	—	0	0	0
その他		0	0	0	0	
確保の方策の合計②		423	398	71	253	
過不足②－①		113	－93	22	－30	

## 2 地域子ども・子育て支援事業

### (1) 利用者支援事業

#### <事業の概要>

子育て家庭や妊産婦が、教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業、保健、医療及び福祉等の関係機関を円滑に利用できるように、身近な場所での相談や情報提供及び助言等必要な支援を行う事業です。

利用者支援のみを実施する「特定型」、利用者支援に加えて関係機関との連絡調整、連携や協働体制づくりなどの地域連携を行う「基本型」及び保健師等が市町村保健センター等で母子保健の相談支援を行う「母子保健型」の3つの類型があります。

#### <本町の現状>

本町では、子ども子育て支援新制度が始まった平成27年度から、福祉課窓口にて子育て支援全般の相談を専門的に受ける利用者支援専門員「保育コンシェルジュ」を配置し、主に幼稚園や保育所（園）の情報提供及び申込みの相談等に対して、一人一人のニーズに寄り添う支援を実施しています。

また、平成29年度からは、「保育コンシェルジュ」に加えて保健センターで母子保健型の支援も開始することにより「子育て世代包括支援センター」を設置し、出産や育児に関するさまざまな悩みや不安に対応できるよう保健師や助産師等を配置し、個別の支援プランを作成するなどして、継続的な支援を実施しています。

#### 第1期計画の実績

		平成27年度 (2015)	平成28年度 (2016)	平成29年度 (2017)	平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)
実施カ所数 (カ所)	基本型	0	0	0	0	0
	特定型	1	1	1	1	1
	母子保健型	0	0	1	1	1
	その他	0	0	0	0	0

#### 第2期計画における確保の方策

		令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)
確保の方策 (カ所)	基本型	0	0	0	0	0
	特定型	1	1	1	1	1
	母子保健型	1	1	1	1	1
	その他	0	0	0	0	0

### 時津町の方針

- ◇利用者の立場に立ったきめ細やかな情報提供に取り組みます。
- ◇多様な相談に応じることができるよう、相談・助言を行う人材の育成、スキルアップを図ります。
- ◇子ども及びその保護者等、又は妊娠している方がその選択に基づき、多様な教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるよう、必要な支援を行います。

## (2) 地域子育て支援拠点事業

### <事業の概要>

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供及び助言その他の支援を行う事業です。

### <本町の現状>

「時津町子育て支援センター（こぼとの家）」と平成 29 年度からは、児童館連携型の事業として町内各小学校区の「子育て支援センター（児童館）」で地域子育て支援拠点事業を実施しています。

#### 第 1 期計画の実績（0～2 歳）

	平成 27 年度 (2015)	平成 28 年度 (2016)	平成 29 年度 (2017)	平成 30 年度 (2018)	令和元年度 (2019)
延べ利用回数（人回/年）	429	420	21,213	24,174	26,100
実施カ所数（カ所）	2	2	5	5	5

#### 第 2 期計画における量の見込みと確保の方策（0～2 歳）

		令和 2 年度 (2020)	令和 3 年度 (2021)	令和 4 年度 (2022)	令和 5 年度 (2023)	令和 6 年度 (2024)
量の見込み	延べ利用回数 (人回/年)	23,917	22,982	22,632	22,077	21,639
確保の方策	実施カ所数 (カ所)	5	5	5	5	5

## 時津町の方針

- ◇実施施設数は現状の5カ所を維持し、事業の充実と周知に努めます。
- ◇研修への積極的な参加を通じて、支援センター職員のスキルアップに努めます。
- ◇「子育て支援センター（児童館）」では、「子育て世代包括支援センター」との連携を図り、子育てに関する相談及び支援の機能強化を図ります。

### （3）妊婦健康診査

#### ＜事業の概要＞

母子保健法第13条に基づき、本町に住所を有する妊産婦の健康の保持・増進を図るため、健康診査を行う事業です。

#### ＜本町の現状＞

本町では、国が定める基準に沿って、妊娠初期から出産まで14回の健診があり、県知事と長崎県医師会等との協定により県内医療機関で実施しています（県外の医療機関受診分は償還払いで対応）。

#### 第1期計画の実績

	平成27年度 (2015)	平成28年度 (2016)	平成29年度 (2017)	平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)
妊娠届出数（人）	295	302	282	260	280
1回目健診回数（回）	265	274	274	233	274
2～14回目健診回数（回）	3,450	3,564	3,564	3,026	3,562

#### 第2期計画における量の見込みと確保の方策

		令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)
量の見込み	受診票交付件数（件）	280	280	280	280	280
	健診回数（回）	3,836	3,836	3,836	3,836	3,836
確保の方策	受診票交付件数（件）	280	280	280	280	280
	健診回数（回）	3,836	3,836	3,836	3,836	3,836

時津町の方針

◇公費負担による妊婦健診の実施体制を確保し、妊娠期における母子の健康保持を推進します。

## (4) 乳児家庭全戸訪問事業

### <事業の概要>

生後4ヵ月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。

### <本町の現状>

本町では、「こんにちは赤ちゃん事業」として、母子保健推進員が生後4ヵ月以内の乳児のいるすべての家庭を訪問し、育児支援情報の提供や育児の悩みに対応しています。支援が必要な場合には保健師等が訪問し、養育支援訪問事業につなげています。

#### 第1期計画の実績

	平成27年度 (2015)	平成28年度 (2016)	平成29年度 (2017)	平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)
訪問件数(件)	436	277	220	230	230

#### 第2期計画における量の見込みと確保の方策

		令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)
量の見込み	訪問件数 (件)	230	230	230	230	230
確保の方策	訪問件数 (件)	230	230	230	230	230

時津町の方針

◇平成30年度では訪問率が89%でした。今後は訪問率の向上を目指します。



## (5) 養育支援訪問事業、子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業

### <事業の概要>

養育支援訪問事業は、養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。

子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業（その他要保護児童等の支援に資する事業）は、要保護児童対策地域協議会（子どもを守る地域ネットワーク）の機能強化を図るため、調整機関職員やネットワーク構成員（関係機関）の専門性強化とネットワーク機関の連携強化を図る取組を実施する事業です。

### <本町の現状>

本町では、令和元年度に「子ども家庭総合支援拠点」を設置し、社会福祉士や公認心理師等の専門職を配置することで児童虐待への体制強化を図るとともに、3カ月に1回「児童虐待連携会議」を開催し、児童相談所、保健所、福祉事務所、民生委員・児童委員、主任児童委員、教育委員会及び福祉課等が参加し情報の共有化や連携を図っていきます。また、令和元年度からは、警察署も加わり、支援及び連携体制が充実しました。

#### 第1期計画の実績

	平成27年度 (2015)	平成28年度 (2016)	平成29年度 (2017)	平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)
訪問件数（件）	205	278	210	200	200
要保護児童対策地域協議会 開催回数（回）	1	1	1	1	1
ケース検討会開催回数（回）	8	9	6	8	16

#### 第2期計画における量の見込みと確保の方策

		令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)
量の見込み	訪問件数 (件)	200	200	200	200	200
確保の方策	訪問件数 (件)	200	200	200	200	200

#### 時津町の方針

- ◇児童相談所をはじめ関係機関との連携を図るとともに、相談体制を強化していきます。
- ◇虐待の発生を予防するとともに、早期発見、早期対応等の体制づくりを進めます。

## (6) 子育て短期支援事業

### <事業の概要>

保護者の疾病や仕事等により、家庭において養育を受けることが一時的に困難になった児童について、必要な保護を行う事業で、短期入所生活援助事業（ショートステイ事業）と夜間養護等事業（トワイライトステイ事業）があります。

### <本町の現状>

本町では、ショートステイ事業、トワイライトステイ事業いずれも、長崎市内のマリア園、明星園及び浦上養育院の3カ所に業務委託して実施しています。

#### 第1期計画の実績

		平成27年度 (2015)	平成28年度 (2016)	平成29年度 (2017)	平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)
実利用者数（人/年）		9	3	25	20	25
延べ利用人日 (人日/年)	短期入所 生活援助事 業	9	3	25	20	25
	夜間養護 等事 業	0	0	0	0	0

#### 第2期計画における量の見込みと確保の方策

		令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)
量の見込み						
	延べ利用人日 (人日/年)	25	25	25	24	23
確保 の方 策	延べ 利用人日 (人日/ 年)					
	短期入所 生活援助事 業	25	25	25	25	25
	夜間養護 等事 業	7	7	7	7	7

#### 時津町の方針

- ◇事業の周知を図っていきます。
- ◇児童虐待の予防に向けた利用に対処します。
- ◇補助事業制度を活用して、利用料を補助し利用者の負担軽減に努めます。

## (7) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

### <事業の概要>

就学児までの預かり等の援助を受けることを希望する利用会員と援助を行うことを希望する協力会員との相互援助活動に関する連絡・調整を行う事業です。

### <本町の現状>

本町では、令和元年10月末現在、協力会員は61人、利用会員は142人、両方会員は17人となっています。

#### 第1期計画の実績

	平成27年度 (2015)	平成28年度 (2016)	平成29年度 (2017)	平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)
延べ利用人日（人日/年）	49	76	99	112	137

#### 第2期計画における量の見込みと確保の方策

		令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)
量の見込み	延べ利用人日 (人日/年)	70	72	69	70	70
確保の方策	延べ利用人日 (人日/年)	140	140	140	140	140

#### 時津町の方針

- ◇今後も協力会員、両方会員の確保に努めます。
- ◇利便性の向上に向けて、近隣市町間での相互利用を促進します。
- ◇補助事業を活用し、今後も社会福祉協議会への継続的な支援を行います。

## (8) 一時預かり事業

### <事業の概要>

保護者が冠婚葬祭や育児疲れなどの理由により、家庭での保育が一時的に困難となった子どもについて、主として昼間、保育所（園）その他の場所で一時的に預かる事業です。子ども・子育て支援新制度では、幼稚園及び認定こども園での預かり保育も一時預かり事業に位置づけられます。

### <本町の現状>

本町では、リフレッシュ等を目的とする一時預かりを町内5カ所の保育所（園）、預かり保育を2カ所の幼稚園と1カ所の認定こども園で実施しています。

#### 第1期計画の実績

	平成27年度 (2015)	平成28年度 (2016)	平成29年度 (2017)	平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)
延べ利用人日（人日/年）	4,785	6,209	12,012	12,757	13,500
実施カ所数（カ所）	6	6	6	7	8

#### 第2期計画における量の見込みと確保の方策

		令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	
量の見込み	1号認定による利用 (人日/年)	16,076	16,070	16,065	9,108	9,108	
	上記以外（一時保育） (人日/年)	700	700	700	700	700	
確保の方策	1号認定による利用 (預かり保育)	人日/年	17,500	18,000	18,000	18,000	18,000
		カ所	3	3	3	3	3
	上記以外（一時預かり）	人日/年	700	700	700	700	700
		カ所	10	10	10	10	10

#### 時津町の方針

- ◇各私立幼稚園で必要とされる支援を行うことにより、実施の確保に努めます。
- ◇一時預かりを実施することにより、子育て家庭の負担軽減と保護者のリフレッシュを図ります。

## (9) 延長保育事業

### <事業の概要>

保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、保育所（園）、認定こども園等で保育を実施する事業です。

### <本町の現状>

本町では、町内すべての保育所（園）、認定こども園で実施しています。

#### 第1期計画の実績

	平成27年度 (2015)	平成28年度 (2016)	平成29年度 (2017)	平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)
実利用者数（人/年）	349	390	528	530	580
延べ利用日（人日/年）	14,462	13,809	13,462	13,500	14,000
実施カ所数（カ所）	9	10	10	10	11

#### 第2期計画における量の見込みと確保の方策

		令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)
量の見込み	実利用者数 (人/年)	584	570	564	550	534
確保の方策	実利用者数 (人/年)	580	580	600	600	620
	実施カ所数 (カ所)	11	11	11	11	11

#### 時津町の方針

◇今後もすべての保育所（園）、認定こども園での実施の確保に努めます。

## (10) 病児保育事業

### <事業の概要>

病児について、病院等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等をする事業です。病児対応型、病後児対応型、体調不良児対応型及び非施設型（訪問型）があります。

### <本町の現状>

本町では、長与町との共同事業で実施しており、長与町にある「おひさまこどもクリニック」に委託し、隣接する「病児保育施設 ひなたぼっこ」で病児保育事業を実施しています。

#### 第1期計画の実績

		平成 27 年度 (2015)	平成 28 年度 (2016)	平成 29 年度 (2017)	平成 30 年度 (2018)	令和元年度 (2019)
延べ利用人日 (人日/年)		392	332	0	0	180
実 施 カ 所 数	病児対応型	1	1	0	0	1
	病後児対応型	1	1	0	0	1
	体調不良型	0	0	0	0	0
	訪問型	0	0	0	0	0

#### 第2期計画における量の見込みと確保の方策

		令和 2 年度 (2020)	令和 3 年度 (2021)	令和 4 年度 (2022)	令和 5 年度 (2023)	令和 6 年度 (2024)	
量の見込み	延べ利用人日 (人日/年)	330	322	318	310	301	
確 保 の 方 策	延べ利用人日 (人日/年)	300	450	450	450	450	
	実 施 カ 所 数 (カ所)	病児対応型	1	1	2	2	2
		病後児対応型	1	1	2	2	2
		体調不良型	0	0	0	0	0
		訪問型	0	0	0	0	0

#### 時津町の方針

◇本事業は突発的、集中的に利用児童が発生する可能性があるため、長与町と連携を図りながら実施施設の充実に努めます。

◇低所得世帯や生活保護世帯に対して、利用者補助を行い、公平性の維持に努めます。

## (11) 放課後児童健全育成事業（学童保育所）

### <事業の概要>

保護者が就労等により放課後帰宅しても家庭にいない児童に対して、放課後に適切な遊びや生活の場を与えて、その健全育成を図る事業です。平日の放課後のほか、土曜日又は夏休み等の長期休暇中に実施します。

### <本町の現状>

本町では、公設民営4カ所（ちびっこはうす、つくしんぼうクラブ、わんぱくハウス、なづみ学童クラブ）と民設民営2カ所（こぼとくらぶ、月読学童クラブ）で実施しています。

#### 第1期計画の実績

		平成27年度 (2015)	平成28年度 (2016)	平成29年度 (2017)	平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)
申込者数（人）		192	176	186	233	272
実利用者数 (人)	1年生	82	63	85	73	106
	2年生	52	55	47	83	61
	3年生	26	37	29	39	63
	4年生	22	11	20	30	27
	5年生	7	5	3	16	10
	6年生	3	5	2	2	5
実施支援単位数		4	4	4	6	8

#### 第2期計画における量の見込みと確保の方策

		令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	
量の見込み (人)	低学年	203	207	200	290	288	
	高学年	68	65	67	41	41	
確保の方策	定員数 (人)	1年生	105	105	105	112	112
		2年生	77	77	77	80	80
		3年生	50	50	50	51	51
		4年生	26	26	26	27	27
		5年生	10	10	10	10	10
		6年生	4	4	4	4	4
		計	272	272	272	284	284
	実施支援単位数	8	8	8	8	8	

時津町の方針
◇放課後の子どもの居場所は教育・保育事業と並んで潜在的ニーズが高い点を踏まえ、保護者のニーズを注視しながら拡充します。
◇適切な事業の運営体制が整備されるよう運営者側へ必要な情報を提供します。

## (12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

### <事業の概要>

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、認定こども園、幼稚園及び保育所（園）に対して保護者が支払うべき副食材料費、日用品及び文房具その他の教育及び保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成する事業です。

### <本町の現状>

これまでの日用品、文房具及び行事費の実費費用に対する助成に加えて、幼児教育・保育の無償化に伴い子ども・子育て支援新制度に移行していない私学助成幼稚園に通う児童の副食材料費分の助成を実施します。

時津町の方針
◇実費負担の費用について、低所得世帯への支援を継続していきます。

## (13) 多様な事業者の参入促進・能力活用事業

### <事業の概要>

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進するための事業です。

時津町の方針
◇事業者からの申請に基づき、必要に応じて事業を展開します。



### 3 幼児期の教育・保育の一体的な提供及び推進体制の確保

#### (1) 認定こども園の普及

認定こども園は、保護者の就労状況に関わらず、幼児期の教育・保育を一体的に受けることが可能な施設として、町はその普及のための取組を実施することとなっています。

時津町の方針	
◇幼稚園と保育所（園）の機能を備えた認定こども園の設置が推進されるよう支援し、幼保一元化を推進します。	
◇認定こども園は、子ども・子育て新制度に基づく教育・保育の一体的な提供が可能な施設であり、本事業の2号認定のニーズに対応できることから、事業者の意向を踏まえた支援を行います。	

#### (2) 幼稚園教諭・保育士の資質向上の支援

質の高い教育・保育を提供するためには、幼稚園教諭や保育士の資質の向上が不可欠であるため、次のことに取り組みます。

時津町の方針	
幼保併有資格の取得促進	◇認定こども園の中心的な担い手の確保に向けて、幼保併有資格の取得に関する特例制度等を活用し、幼稚園教諭と保育士の両方の資格取得促進に向けた支援を行います。
幼稚園教諭と保育士の合同研修	◇教育と保育を一体的に提供するため、幼稚園教諭と保育士が情報や課題を共有できるよう、合同研修の開催等の支援を行います。
保育士の処遇改善	◇全国的に保育士の確保が困難となっている状況から、国や県の制度を活用し、保育士の処遇改善に取り組みます。
特に配慮を要する子どもに関わる職員の資質の向上	◇健康状態や発達の状態、家庭環境等から特に配慮を要する子どもについては、一人一人の状況を的確に把握し、適切な教育・保育が提供されるよう、専門機関等との連携を強化するとともに、職員の資質の向上を図ります。

### (3) 教育・保育事業相互の連携及び幼保小の連携

妊娠、出産から学童期までの一貫した支援を目指すため、次のような取組を展開します。

時津町の方針	
教育・保育施設と地域型保育事業者との連携	<p>◇教育・保育施設は、子ども・子育て支援において地域の中核的な役割を担うことから、地域型保育事業及び地域子ども・子育て支援事業等と連携を図るとともに、必要に応じて支援を行うものとします。</p> <p>◇原則として、満3歳未満の保育を必要とする子どもが利用する地域型保育事業については、満3歳以降も引き続き適切に質の高い教育及び保育を利用できるよう、地域型保育事業との連携を図ります。</p>
幼稚園及び保育所(園)から小学校への円滑な接続の支援	<p>◇子どもの育ちの連続性を確保するため、教育・保育各施設と小学校間において、個人情報に配慮しながら、子ども一人一人の発達の過程や健康の状況などの情報共有を図ります。</p>

## 4 母子保健事業

国が示す「健やか親子21」の3つの基盤課題（ABC）と2つの重点課題（①②）についての具体的な評価指標と数値目標を次のように定め、その実現・達成に向け、母子保健法及び児童福祉法等に基づき妊産婦及び乳幼児に対して健康診査、保健指導及び訪問指導等の事業を行い、母性及び乳幼児の健康維持及び増進を図ります。

すこやか親子21において示されている基盤課題（ABC）と重点課題（①②）の評価目標

目標・指標	ベースライン (令和2年度)	最終評価目標 (令和6年度)
<b>基盤課題A 切れ目ない妊産婦・乳幼児への保健対策</b>		
全出生中の低出生体重児の割合	低出生体重児 10.4% 極低出生体重児 0.8% (令和元年)	減少
妊娠中の妊婦の喫煙率	2.4%	2.0%
乳幼児健康診査の受診率 (未受診者率)	4か月健診 : 10.0% 1歳8か月健診 : 5.0% 3歳児健診 : 4.8%	4か月健診 : 5.0% 1歳8か月健診 : 4.0% 3歳児健診 : 4.0%
産後うつ対策の推進	産後ケア事業の実施 産後うつスクリーニングの実施	継続
<b>基盤課題B 学童期・思春期から成人期に向けた保健対策</b>		
朝食を食べる児童・生徒の割合 (R2年度で調査終了)	98.9%	97.0%
適正体重を維持している小中学生の割合	96.7%	98.0%
<b>基盤課題C 子どもの健やかな成長を見守り育む地域づくり</b>		
この地域で子育てをしたいと思う親の割合	94.5%	95.0%
積極的に育児をしている父親の割合	67.0%	68.0%

重点課題① 育てにくさを感じる親に寄り添う支援		
育てにくさを感じた時に対処できる母親の割合	89.8%	90.0%
子どもの社会性の発達過程を知っている親の割合	88.0%	90.0%
重点課題② 妊娠期からの児童虐待防止対策		
乳幼児健診の未受診者の全数を把握する体制	未受診者の状況未把握 0人	未受診者の状況未把握 0人

主な取組	
母子健康手帳の交付	◇妊娠の届出をした時に交付し、妊娠及び分娩の経過や子どもが小学校に入学するまでの健康状態や、健康診査、保健指導及び予防接種なども記録します。
パパ・ママ学級	◇妊産婦及び胎児、乳児の健康の保持・増進を目的とし、専門職による集団講話を通して、妊産婦期の特性や子育てについて学習します。
4ヵ月児健康診査 1歳8ヵ月児健康診査 3歳児健康診査	◇健康の保持増進を図るため、乳幼児に対し、母子保健法に基づく問診、計測、診察及び保健指導等を行います。
乳児一般健康診査	◇医療機関で乳児の健康診査の受診ができるよう委託します。
予防接種	◇個別接種（BCG、二種・三種・四種混合、麻しん・風しん、日本脳炎、ヒブ、肺炎球菌、水痘、ロタ、インフルエンザ）を実施します。
新生児聴覚検査	◇聴覚障害児を早期に発見し、早期療育につなげるため、聴覚検査機器を有する産科医療機関に検査を委託し、新生児に対する聴覚検査を実施します。
7ヵ月相談 10ヵ月相談 1歳児相談 2歳3ヵ月相談	◇専門職による集団講話を通して乳幼児の発育発達について学習し、見通しをもった育児を支援するとともに、個別の相談や離乳食等の試食も実施します。

主な取組	
すこやか子育て相談	◇乳幼児の発達や接し方などの悩みについて、臨床心理士による相談を行います。
お遊び教室	◇育児不安や発達面に何らかの問題を抱えている親子に対して、専門職による講話や臨床心理士による指導助言などを行います。
かかりつけ歯科医検診	◇医療機関（歯科）での幼児の歯科検診、フッ素塗布、歯科指導を受けられるように委託するとともに、定期的受診によりむし歯予防を図ります。
ママのほっとサロン	◇地域の母子保健推進員を中心に母親同士や推進員とのおしゃべり、体重測定等を行います。
ブックスタート事業	◇親子が絵本を通じてふれあい、絆を深めるために絵本の読み聞かせや手渡しを行います。
ママズリフレッシュメント	◇子育て中の母親や妊婦の方が不安や悩みなどを母親同士で共有し、カフェやママトークコーナーを通じて日頃の疲れをリフレッシュしてもらいます。
産後ケア事業	◇産後の母親の心身の回復や安心して育児ができるように、助産婦等が訪問により育児についての相談・アドバイスを行います。
スマイルベビーマッサージ	◇ベビーマッサージを通して親子のスキンシップを楽しむとともに、乳幼児と保護者との関わりあいを深めながら、心身のリフレッシュを図ります。
はじめのいっぽ	◇産後のストレスの最も高い時期（第1子6ヵ月未満）に、人とつながり、ベビーマッサージやあやし歌を通じて我が子を慈しむことで、育児に対する不安を取り除き、母子が一緒にいることが幸福で楽しくなる土台をつくります。
スマイルマミーパーク	◇子育ての不安や悩みについて、参加者のみなさんでお話ししながら自分にあった子育ての仕方を学びます。ファシリテータ（進行役）資格をもった子育て支援センター職員と一緒にグループや全体で講座を行う「参加者が主役」の事業です。

主な取組	
子育てサポート相談 (室)	◇「子育て世代包括支援センター」では、妊娠・出産・育児を切れ目なくサポートするため、各種相談や各家庭に応じた個別プランを提供したり、各小学校区に設置している「子育て支援センター（児童館）」、「時津町子育て支援センター（こぼとの家）」に加えて「時津町児童発達支援センター（ひまわりの園）」が連携し、子育て家庭に対する育児不安などについての相談や助言など、子育て中のママやパパにきめ細やかな支援を行います。

## 5 ひとり親家庭の自立支援

ひとり親が仕事と子育てを両立しながら経済的に自立するとともに、子どもが心身健やかに成長できるよう「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に基づいた支援を行います。

時津町の方針
◇母子家庭や父子家庭等の方々の健康と福祉の増進を図るため、保険診療による医療費の一部を助成します。
◇父母の離婚又は父母の死亡などによって、父又は母と生計を同じくしていない児童について、児童扶養手当を支給し、ひとり親世帯の生活の安定と自立を促進します。

主な取組	
要保護及び準要保護児童生徒就学援助	◇経済的理由によって就学困難な小中学生に対して、学用品費や給食費等の援助を行います。
母子・父子家庭福祉医療	◇母子家庭、父子家庭の医療費（保険診療分）の自己負担分を助成します。
児童扶養手当	◇離婚等によるひとり親の家庭、父又は母が重度障害者の家庭で18歳以下の児童等を扶養する者に対して手当を支給します。 ◇制度の案内漏れ等がないよう、周知広報に努めます。

## 6 障害のある子どもなど特別な支援が必要な子どもの支援

障害のある子どもが、身近な地域で障害特性に応じた専門的な支援が受けられるよう、障害児通所支援等のサービスの充実に取り組んでいきます。

特に、発達障害の子どもを含め、何らかの支援や見守りが必要な子どもは増加傾向にあり、サービス事業者との連携はもとより、幼稚園、認定こども園、保育所（園）及び小学校など、さまざまな関係機関と連携を深めながら支援に取り組めます。

時津町の方針	
◇	特定教育・保育施設等、放課後児童健全育成事業において、障害のある子どもなど特別な支援が必要な子どもの受け入れを推進します。
◇	子どもの発達の状況などに合わせて、事業所を保護者等が選択できるよう、事業者情報の提供を行います。
◇	児童発達支援等のサービス等については、障害児福祉計画に基づき見込み量と確保策を定め、定期的な進行管理を行います。

主な取組	
児童発達支援	◇療育の観点から集団療育及び個別療育を行う必要があると認められる未就学の障害のある子どもに、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等の支援を行います。
放課後等デイサービス	◇学校教育法第1条に規定する学校（幼稚園及び大学を除く）に就学しており、授業の終了後又は休業日に支援が必要と認められる障害のある子どもに、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他必要な支援を行います。
保育所等訪問支援	◇保育所（園）等の施設に通っており、当該施設を訪問して専門的な支援を行うことが必要と認められた児童について、他の児童との集団生活への適応のための専門的な支援等を提供します。
障害児相談支援事業	◇障害児通所サービスを申請した障害のある子どもについて、障害児支援利用計画の作成、見直し（モニタリング）を行います。
日中一時支援	◇家族の就労支援や休息及び放課後の居場所の提供等を目的に拡充を図ります。

主な取組	
発達障害のある子どもを支援する体制の整備	◇障害児発達支援センターとの連携を図り、健診等における早期発見、早期対応、継続的支援を行います。
特別児童扶養手当 障害児福祉手当	◇比較的障害の程度が重い児童を在宅で養育している保護者に対して児童の福祉の向上のため、手当を支給します。

## 7 職業生活と家庭生活の両立が可能な環境整備

「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」をはじめ、これを実現するための「仕事と生活の調和推進のための行動指針」が国により策定されました。

これを踏まえ、「就労による経済的自立が可能な社会」「健康で豊かな生活のための時間が確保できる社会」「多様な働き方・生き方が選択できる社会」の実現を目指します。

時津町の方針
◇両立支援制度に関する情報提供を行うとともに、働き方の見直し、父親の子育て参加促進など住民、事業所に働きかけを行います。

主な取組	
両立支援制度の情報提供	◇妊娠届時や出生届時に仕事と子育ての両立支援に関する情報を提供します。
両立支援制度の適切な運用への働きかけ	◇商工会等に代表される産業団体の協力を得ながら、チラシの配布等の啓発活動を行います。また、広報紙等を活用して住民への啓発を行います。
父親の子育て参加の促進	◇パパ・ママ学級、家庭教育講座、父親の育児休業取得の推進啓発を通じて育児への参加意識を高めます。
特定事業主行動計画の推進	◇特定事業主行動計画を積極的に推進します。



## 8 子どもの虐待防止と貧困対策の推進

子どもの虐待に関する事件について報道される機会が増え、社会問題化しています。虐待を防止するために、さまざまな場面で早期に問題を発見し、関係機関が連携を図っていきます。

また、子どもの貧困問題への関心も高まっており、子どもに届く支援施策をこれまでの子育て支援施策と連動させながら推進していきます。

時津町の方針	
◇子どもの貧困問題など、支援や援助が必要な子どもと子育て家庭への支援を充実し、児童虐待などの深刻な課題を抱える家庭への支援ネットワークづくりを進めます。	
◇子どもの貧困対策は、子どもと子育て家庭を支援する視点を基本に、生まれた地域で子どものライフステージに応じて切れ目なく支援できるように、教育の支援、生活の安定の支援、保護者の就労支援、経済的支援に資する施策を推進していきます。	

主な取組	
児童虐待防止の啓発活動の推進	◇要保護児童の適切な保護又は要支援児童もしくは特定妊婦への適切な支援を図るために、要保護児童対策地域協議会が設置されています。 ◇関係機関との必要な情報交換や、要保護児童等に対する支援に関する協議を定期的に行うほか、個別ケース検討会議などを適宜開催し、要保護児童等に対する適切な対応を図ります。
児童虐待防止など子どもの人権に関する啓発活動	◇児童虐待防止など子どもの人権に関する啓発は、児童虐待防止のパンフレット配布やポスターの掲示、広報紙への掲載及び人権パレードの実施を通じ、さまざまな機会を活用して行います。
児童に関する相談体制の充実	◇子どもに関するあらゆる相談や、保護者の子育てに関する悩みや不安などの相談に応じ、子どもや保護者などの心身のケアや負担軽減を図ります。
子どもの貧困対策のための広報周知活動	◇長崎県子どもの貧困対策推進協議会と連携を図り、支援につながる仕組みづくりを構築するため、既存制度の周知をより一層図ります。

---

# 資料編

---



# 1 計画策定組織

## (1) 時津町子ども・子育て会議

時津町子ども・子育て会議条例

平成 25 年 9 月 27 日

条例第 20 号

(設置)

第 1 条 子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）第 77 条第 1 項の規定に基づき、同項の合議制の機関として、時津町子ども・子育て会議（以下「会議」という。）を置く。

(組織)

第 2 条 会議は、委員 15 人以内で組織する。

2 会議の委員は、次に掲げる者のうちから、町長が任命する。

- (1) 地域住民組織等の代表者
- (2) 福祉・保健・教育関係機関又は団体等の代表者
- (3) 学識経験者
- (4) 現に子育てに携わっている者
- (5) 関係行政機関の職員
- (6) 事業主代表
- (7) その他町長が必要と認める者

(委員の任期)

第 3 条 会議の委員（関係行政機関の職員のうちから任命される者を除く。）の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 関係機関の職員のうちから任命される委員の任期は、その職にある間とする。

3 委員は、再任されることができる。

(会長等)

第 4 条 会議に、会長を置き、委員の互選により選任する。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故があるとき、又は欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第 5 条 会議は、必要に応じて会長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 会長が必要と認めるとき、又は会議の決定があったときは、委員以外の関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第6条 会議の庶務は、福祉部福祉課において処理する。

(会議の運営)

第7条 この条例に定めるもののほか、議事の手続その他会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 25 年 10 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日以降、最初に任命される委員の任期は、第3条の規定にかかわらず、平成 26 年 3 月 31 日までとする。

(執行機関及び附属機関としての各種委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

3 執行機関及び附属機関としての各種委員等の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和 49 年条例第 15 号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

時津町子ども・子育て会議委員名簿

	氏 名	所属・職名
1	◎渡部 英子	時津町主任児童委員
2	石田 久美子	時津町青少年健全育成町民会議 副会長
3	白浜 弘康	時津町教育委員会 学校教育課 専門幹
4	一瀬 輝美	幼稚園代表（ひらき幼稚園長）
5	峯野 綾子	時津中央児童館（児童厚生員）
6	朝永 舞子	時津町 PTA 連合会 副会長
7	本多 ひとみ	校長会代表（時津東小学校長）
8	土井口 貞子	保育会代表（時津東保育園長）
9	川島 知子	時津町社会福祉協議会 事務局長
10	甲能 智幸	時津町自治公民館連絡協議会 副会長
11	林田 祥子	長崎県西彼保健所 地域保健課 保健福祉班 専門幹
12	藤林 映子	西そのぎ商工会 女性部 時津支部長
13	田中 撰	たなか小児科クリニック 院長
14	山口 咲穂	時津町学童保育所連絡協議会（ちびっこはうす指導員）

◎：会長

（敬称略）

## 2 計画の策定経過

平成30年12月	時津町の子ども・子育てに関するアンケートの実施 ・未就学児童調査、小学生児童調査
平成31年3月27日	平成30年度 時津町子ども・子育て会議 ・会長選任 ・平成30年度末における計画の進捗状況について ・新設保育所、学童保育所の建て替えについて ・アンケート調査結果について
令和元年11月28日	令和元年度 第1回時津町子ども・子育て会議 ・第2期時津町子ども・子育て支援事業計画素案について
令和2年2月1日～14日	パブリックコメントの実施
令和2年2月26日	令和元年度 第2回時津町子ども・子育て会議 ・第2期時津町子ども・子育て支援事業計画案について
令和4年4月1日	時津町母子保健計画の追加
令和5年4月1日	中間見直しによる事業計画の改訂

## 第2期時津町子ども・子育て支援事業計画

(時津町次世代育成支援対策推進地域行動計画、時津町子どもの貧困対策計画、時津町母子保健計画)

令和2(2020)年度～令和6(2024)年度

---

発行日：令和2(2020)年3月

発行：時津町

編集：時津町 福祉部 福祉課

〒851-2198 長崎県西彼杵郡時津町浦郷 274-1

TEL 095-882-2211

FAX 095-881-2764

---